第川部

墨田区子ども・子育て支援総合計画

第Ⅱ部

第Ⅱ部 墨田区子ども・子育て支援総合計画

第1章 墨田区子ども・子育て支援総合計画について

1 墨田区子ども・子育て支援総合計画策定の趣旨

国は、急速に進展する少子化に対応するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を、また、こども及びこどもを養育している人に必要な支援を行い、もって一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成 24 年に「子ども・子育て支援法」を制定し、総合的な少子化対策や、こどもが健やかに成長することができる社会の実現を進めてきました。また、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するため、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、令和 6 年 6 月には、こども大綱を踏まえ、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正して、こどもの貧困対策のより一層の推進を図っています。

本区においては、平成27年3月に次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援 法に基づく「すみだ子育ち・子育て応援宣言」を、令和2年2月に「墨田区子ども・子育 て支援総合計画」を策定し、こども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

近年、こどもを取り巻く課題は複雑・多様化し、児童虐待、いじめ・不登校等のほか、こどもの貧困やヤングケアラーなどの問題が深刻化するとともに、配慮が必要なこどもと 子育て家庭への支援や、子育て支援のサービスや利便性の向上、こどもの居場所の確保な ど、多岐にわたるさまざまな課題への対応が求められています。

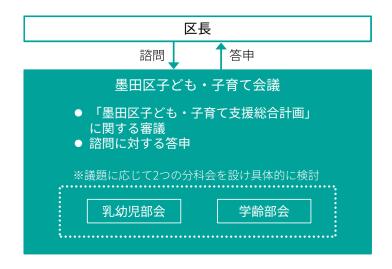
こうした状況を踏まえ、全てのこどもが、希望にあふれ健やかに成長できるよう、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を墨田区こども計画に包含し、より一層こどもや子育て家庭への支援施策の推進を図っていきます。

2 計画策定の体制

(1) 策定体制

本計画の策定においては、学識経験者や区内のこども・子育てに関わる関係団体により 構成する「墨田区子ども・子育て会議」にて諮問し、審議してきました。

墨田区子ども・子育て会議では、議題に応じて、構成者を「乳幼児部会」「学齢部会」に 分けて具体的な検討を行ってきました。



(2)子ども・子育て支援ニーズ調査

本計画の策定にあたり、今後のこども・子育て支援施策を進める上での資料とするため、令和5年9月に「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました(詳細は第2章7を参照)。

第2章 墨田区におけるこども・子育てを取り巻く現状

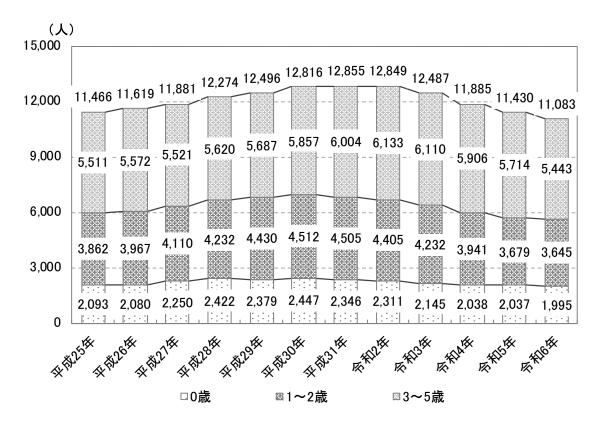
1 児童数の推移

(1) 未就学児童

平成 25 年以降の未就学児童の推移をみると、平成 31 年に 12,855 人でピークを迎え、 その後減少傾向に転じ、令和 6 年には 11,083 人になっています。

0 歳、 $1\sim2$ 歳人口は、平成 30 年のピークから令和 6 年までに 20%弱減少しています。

未就学児童数の推移

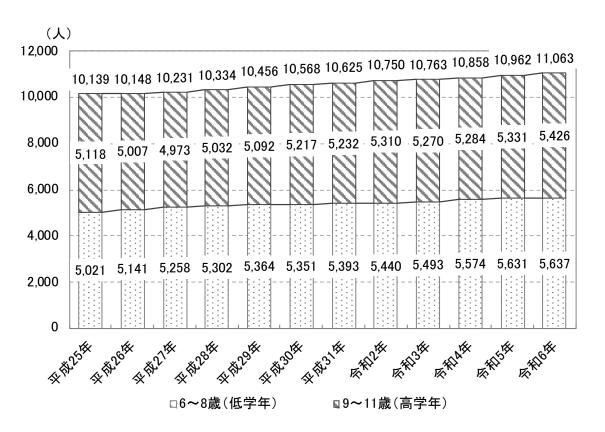


(2) 就学児童

平成25年以降の就学児童の推移をみると、全体で微増傾向が続いています。

 $6\sim8$ 歳の低学年は、平成 30 年を除いて増加傾向にあります。 $9\sim11$ 歳の高学年は平成 27 年まで減少傾向にありましたが、平成 28 年以降は令和 2 年度を除いて増加傾向にあります。

就学児童数の推移

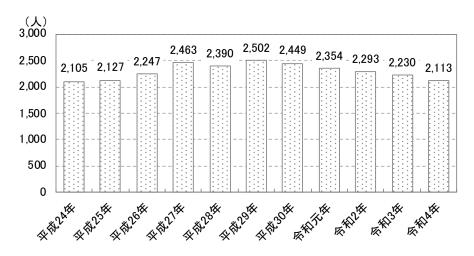


2 出生数と合計特殊出生率

(1) 出生数

平成 24 年以降、概ね増加傾向が続き、平成 29 年は近年で最も多い 2,502 人となりました。その後減少傾向に転じ、令和 4 年には 2,113 人となっています。

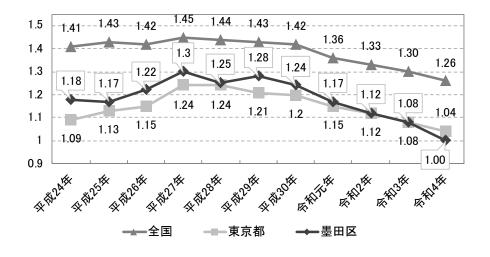
出生数の推移



(2)合計特殊出生率

合計特殊出生率は、全国と比べると低い数値となっています。東京都と比べると、令和元年までは概ね高い水準にありましたが、令和 $2\sim3$ 年には同程度、令和4年には1.00と東京都を下回りました。

合計特殊出生率の推移

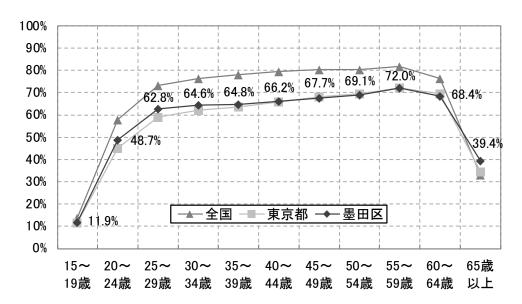


資料:東京都保健医療局「人口動態統計」

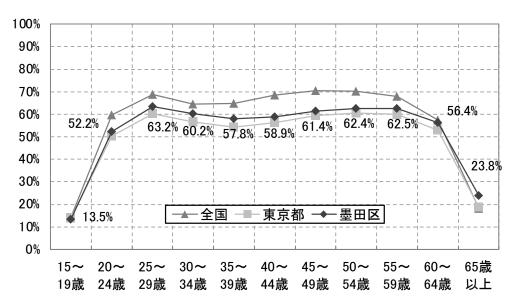
3 就業率

就業率を墨田区、東京都、全国で比較すると、男性はおおむね全国を下回っていますが、 ほぼ東京都と同じような数値となっています。女性は、全体として緩やかなM字型の状況 にあり、おおむね東京都と全国の中間の数値となっていますが、60歳以降では全国と同 程度もしくは上回っています。

男性の就業率(令和2年)



女性の就業率(令和2年)



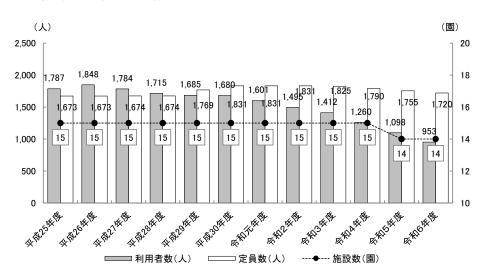
資料:令和2年国勢調査

4 教育・保育施設の現状

(1) 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)の定員・利用者数・施設数の推移

幼稚園は、令和5年度以降の施設数は14園で推移し、ここ数年の定員数は横ばいとなっていますが、利用者数は減少傾向にあります。

幼稚園の定員・利用者数・施設数の推移

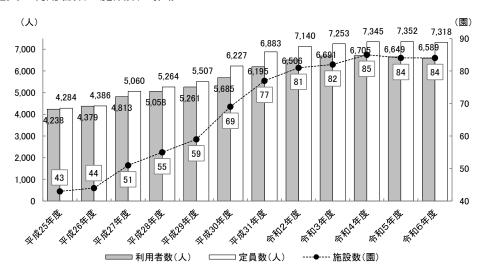


資料:墨田区(各年度5月1日現在)

(2)保育所(幼保連携型認定こども園含む)の定員・利用者数・施設数の推移

保育所の定員、利用者数、施設数は、増加傾向にありましたが、ここ数年は横ばいとなっています。

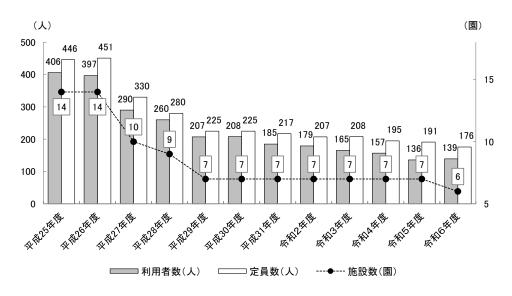
保育所の定員・利用者数・施設数の推移



(3) 認証保育所の定員・利用者数・施設数の推移

認証保育所の施設数は認可保育所への移行等に伴い減少し、ここ数年は横ばいとなっています。施設数の減少に伴い定員数、利用者数ともに減少傾向にあります。

認証保育所の定員・利用者数・施設数の推移

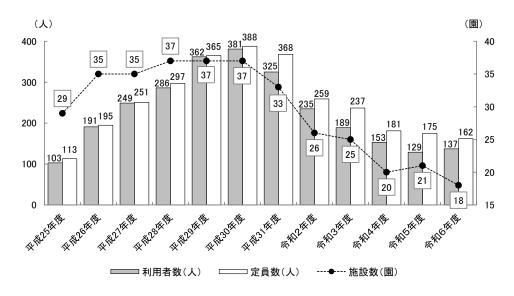


資料:墨田区(各年度4月1日現在)

(4) その他の保育施設の定員・利用者数・施設数の推移

平成30年度から施設数、定員数、利用者数ともに減少傾向にあります。

その他の保育施設の定員・利用者数・施設数の推移

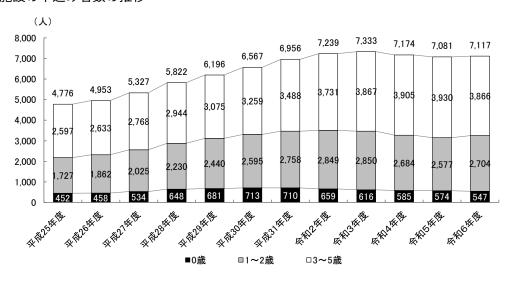


5 保育施設の待機児童数

(1)認可保育施設の申込み者数の推移

認可保育施設の申込み者数は、令和3年度の7,333人をピークに、微減傾向となり、令和6年度は7,117人となっています。

認可保育施設の申込み者数の推移

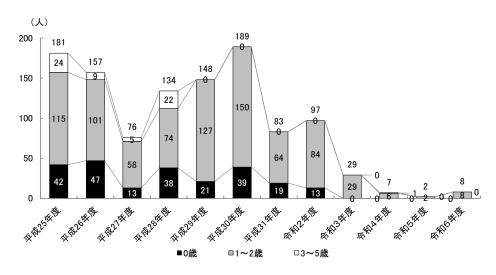


資料:墨田区(各年4月1日現在)

(2) 待機児童数の推移

待機児童は平成 27 年度以降増加傾向にありましたが、平成 31 年度には大きく減少しました。令和 2 年度以降も減少傾向にあり、区内の待機児童は解消に近づいています。

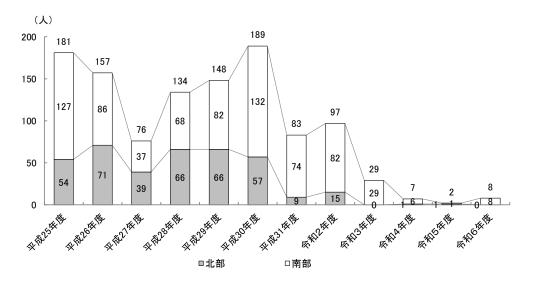
待機児童数の推移



(3)地域別の待機児童数の推移

待機児童を南北別でみると、北部の待機児童は解消し、南部の待機児童も解消に近づいています。

地域別の待機児童数の推移

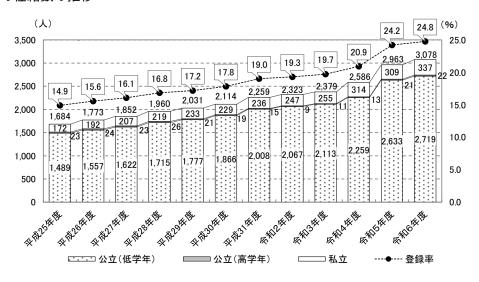


6 学童クラブの状況

(1) 学童クラブの在籍数の推移

学童クラブの在籍数は、増加傾向にあり、令和6年度には3,078人となっています。

学童クラブの在籍数の推移

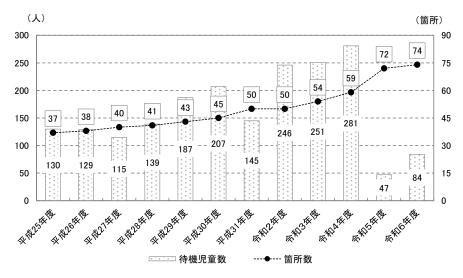


資料:墨田区(各年4月1日現在)

(2) 学童クラブの待機児童数と箇所数の推移

学童クラブの箇所数は徐々に増加し、令和 6 年度には 74 か所となっています。令和 5 年度に施設数が大幅に増加したことにより、待機児童は減少しましたが、解消には至っておらず令和 6 年度には 84 人となっています。

学童クラブの待機児童数と箇所数の推移



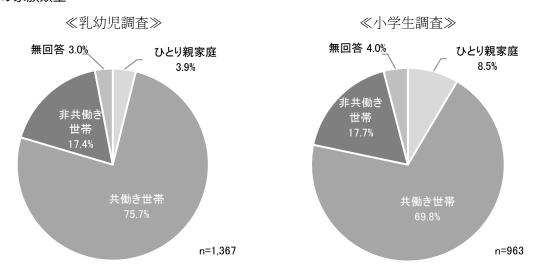
7 子育て家庭の状況

(1) 家族類型

乳幼児の各世帯の家庭類型は、「共働き世帯」が 75.7%で前回調査の 61.4%から 14.3 ポイント増加し、「非共働き世帯」が 17.4%と前回調査の 30.6%から 13.2 ポイント減少となり、乳幼児の家庭類型における共働き世帯の増加がさらに顕著になっています。

小学生の各世帯の家庭類型は、「共働き世帯」が 69.8%で前回調査の 60.9%から増加し、「非共働き世帯」が 17.7%と前回調査の 20.9%からやや減少しています。

各世帯の家族類型



(2) 母親の就労状況

乳幼児の母親の現在の就労状況は、「フルタイム(産休・育休・介護休業中ではない)」が39.2%と最も多く、前回調査の34.3%から4.9ポイント増加しました。次いで「フルタイム(産休・育休・介護休業中)」が25.4%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が17.5%などとなっています。

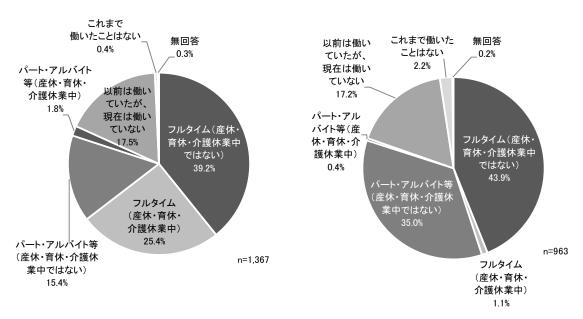
小学生の母親は、「フルタイム(産休・育休・介護休業中ではない)」が 43.9%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等(産休・育休・介護休業中ではない)」が 35.0%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が 17.2%などとなっています。

乳幼児の母親も小学生の母親も、フルタイムで働いている母親の割合はそれぞれ前回調査から増加しており、総じて働いている母親の割合が増加している状況です。

母親の就労状況

≪乳幼児の保護者調査≫

≪小学生の保護者調査≫



(3) 保護者の子育てに対する意識

乳幼児の保護者は、子育てについて「楽しいと感じることと心配することが同じくらい」との回答が49.7%で最も多く、次いで「楽しいと感じることの方が多い」が40.9%、「心配することの方が多い」が7.8%などとなっています。

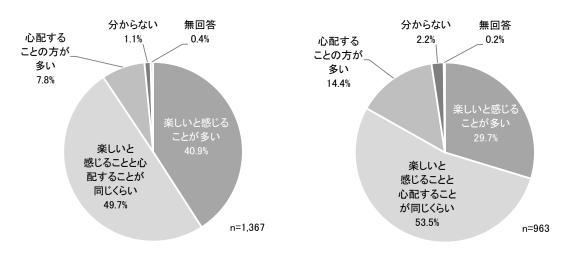
小学生の保護者は、「楽しいと感じることと心配することが同じくらい」との回答が53.5%で最も多く、次いで「楽しいと感じることの方が多い」が29.7%、「心配することの方が多い」が14.4%などとなっています。

乳幼児の保護者、小学生の保護者ともに前回と同様の傾向が見られます。

保護者の子育てに対する意識

≪乳幼児の保護者調査≫

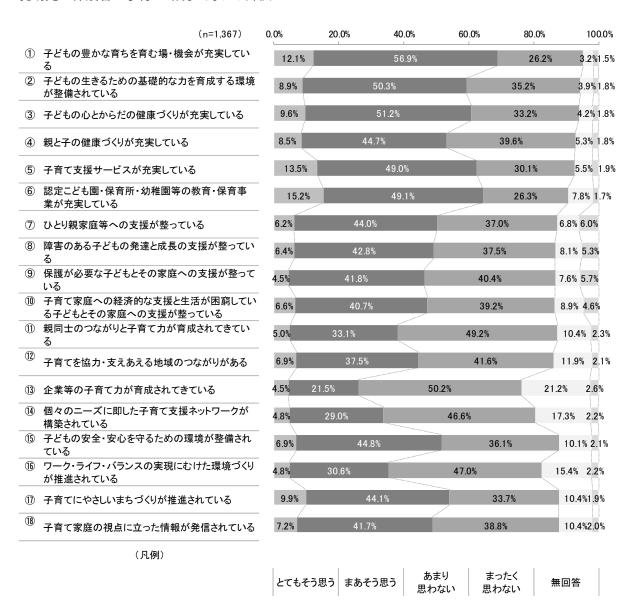
≪小学生の保護者調査≫



(4) 乳幼児の保護者の子育て環境に対する評価と要望

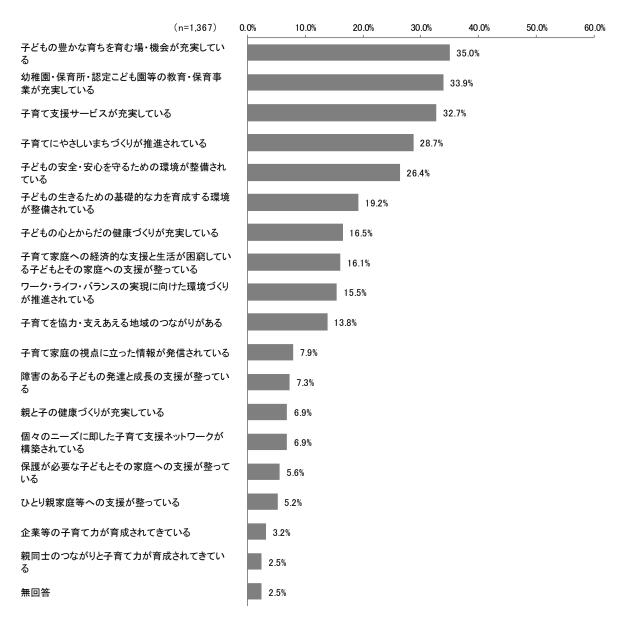
墨田区の乳幼児期の子育て環境について、そう思う割合(「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計)が高かったのは、①子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している(69.0%)、⑥幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育事業が充実している(64.3%)、⑤子育て支援サービスが充実している、(62.5%)、③子どもの心とからだの健康づくりが充実している(60.8%)などとなっています。

乳幼児の保護者の子育て環境に対する評価



墨田区がめざす子育て環境として重要だと思うことについては、「子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している」が 35.0%と最も多く、次いで「幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育事業が充実している」が 33.9%、「子育て支援サービスが充実している」 32.7%などと続いています。

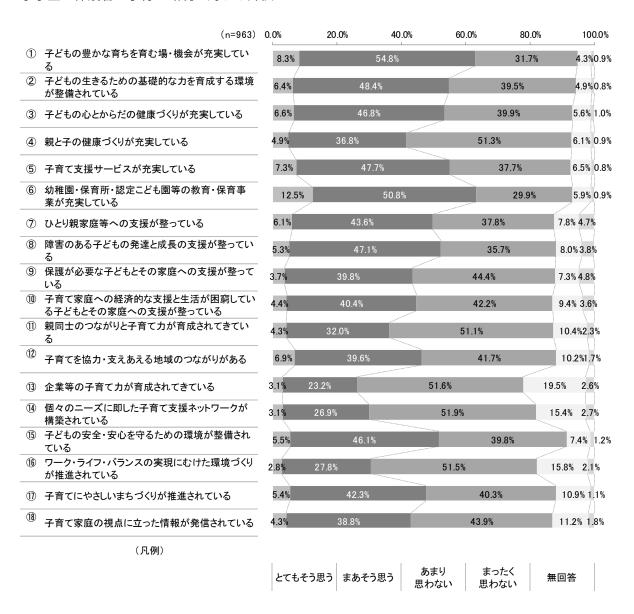
乳幼児の保護者の子育て環境に対する要望



(5) 小学生の保護者の子育て環境に対する評価と要望

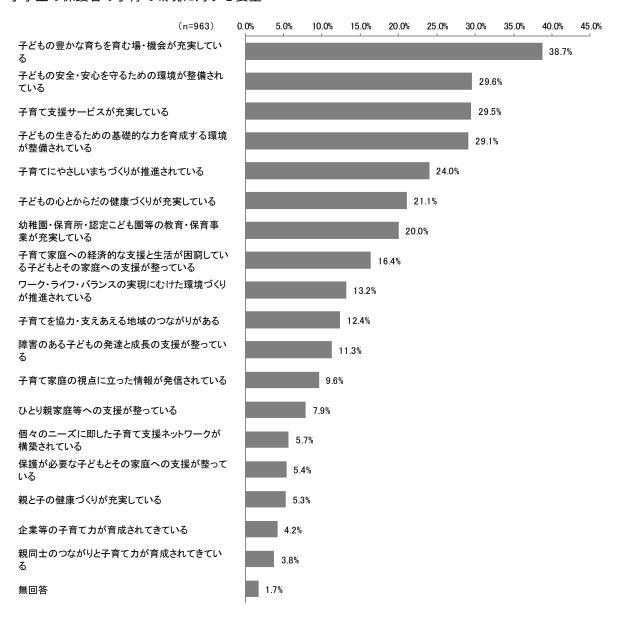
墨田区の小学生の子育て環境について、そう思う割合(「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計)が高かったのは、⑥幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育事業が充実している(63.3%)、①子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している(63.1%)、⑤子育て支援サービスが充実している(55.0%)、②子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境が整備されている(54.8%)、などとなっています。

小学生の保護者の子育て環境に対する評価



墨田区がめざす子育て環境として重要だと思うことについては、「子どもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している」が 38.7%と最も多く、次いで「子どもの安全・安心を守るための環境が整備されている」が 29.6%、「子育て支援サービスが充実している」が 29.5%などと続いています。

小学生の保護者の子育て環境に対する要望



8 こどもの貧困の状況

(1)全国の相対的貧困率

「相対的貧困率」は、国民一人あたりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。令和3年の相対的貧困率は、15.4%で、うち17歳以下のこどもの貧困率は、11.5%となっています。

また、18 歳未満のこどもがいる現役世帯(世帯主が 18 歳以上 65 歳未満)の相対的貧困率をみると、令和 3 年は 10.6%となっています。そのうち、大人が 2 人以上いる世帯は、8.6%であるのに対し、大人 1 人の世帯では 44.5%と約半数を占めており、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。

諸外国との比較では、OECD加盟の38か国中、データが公表されている加盟国の中で、相対的貧困率は8番目に高く、ひとり親世帯の相対的貧困率については、5番目に高くなっています。

相対的貧困率の年次推移(全国)

単位:%

	1985	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015	2018 (30)		2021 (令和3)年
	(昭和60)年	(63)	(平成3)年	(6)	(9)	(12)	(15)	(18)	(21)	(24)	(27)	旧基準	新基準	新基準
							(単位	: %)		30.00				
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15. 4	15.7	15.4
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が一人	54. 5	51.4	50.1	53. 5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
				1100			(単位:	: 万円)				N 11 1 1 1 1		
中 央 値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248	254
貧 困 線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124	127

- 注:1) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 - 2) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 - 3) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
 - 4) 1994 (平成6) 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 - 5) 2015 (平成27) 年の数値は、熊本県を除いたものである。
 - 6) 2018 (平成30) 年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 - 7) 2021 (令和3) 年からは、新基準の数値である。

資料:厚生労働省「2022(令和 4)年国民生活基礎調査」より引用

相対的貧困率の年次推移(全国)



資料:厚生労働省「2022(令和4)年国民生活基礎調査」より引用

貧困率の国際比較

単位:%

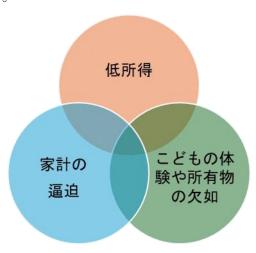
相対的貧困率			こどもの貧困率			こどもがいる世帯の貧困率								
		こともの負困率		ä†		大人が一人			大人が二人以上					
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割台
1	アイスランド	4.9	1	フィンランド	2.9	1	フィンランド	3.4	1	デンマーク	9.7	1	フィンランド	2.0
2	チェコ	5.3	2	デンマーク	4.8	2	デンマーク	3.8	2	フィンランド	16.3	2	アイスランド	2.8
3	デンマーク	6.5	3	アイスランド	5.4	2	スイス	3.8	3	アイスランド	18.9	3	デンマーク	3.5
4	フィンランド	6.7	4	スロベニア	6.0	4	アイスランド	4.5	4	ノルウェー	23.4	4	チェコ	3.6
5	スロベニア	7.0	5	ノルウェー	6.7	5	スロベニア	5.1	5	ハンガリー	23.5	5	スロベニア	4.0
6	ベルギー	7.3	6	ボーランド	7.1	6	チェコ	5.4	6	ポーランド	23.8	6	スイス	4.1
7	アイルランド	7.7	7	カナダ	7.3	7	ノルウェー	6.7	7	スロベニア	24.5	7	アイルランド	4.5
8	スロバキア	7.8	8	アイルランド	7.4	7	ポーランド	6.7	8	ラトビア	24.8	7	ノルウェー	4.5
9	ノルウェー	7.9	9	チェコ	7.8	9	アイルランド	7.0	9	スウェーデン	25.3	9	ベルギー	5.3
10	オランダ	8.2	10	ベルギー	8.0	10	スウェーデン	7.8	10	ギリシャ	26.8	10	スウェーデン	5.4
11	フランス	8.4	11	スウェーデン	8.8	11	ベルギー	8.0	11	ドイツ	27.2	11	フランス	6.0
12	カナダ	8.6	12	韓国	9.8	12	オーストリア	8.6	12	アイルランド	27.5	12	オランダ	6.3
13	ハンガリー	8.7	13	ハンガリー	10.2	13	ハンガリー	8.8	12	ボルトガル	27.5	13	ポーランド	6.4
14	ポーランド	9.1	14	オランダ	10.3	14	オランダ	8.9	14	イギリス	28.1	14	ドイツ	6.7
15	スウェーデン	9.2	15	エストニア	10.6	15	ラトピア	9.3	15	チェコ	28.4	15	ニュージーランド	7.3
16	オーストリア	9.6	15	ラトビア	10.6	16	エストニア	9.4	16	エストニア	29.1	16	オーストリア	7.
17	ルクセンブルク	9.8	15	リトアニア	10.6	16	フランス	9.4	16	フランス	29.1	16	エストニア	7.
18	スイス	9.9	18	スイス	11.4	16	ドイツ	9.4	18	ベルギー	29.5	18	ラトビア	7.6
19	ドイツ	10.9	19	日本	11.5	19	カナダ	9.8	18	オランダ	29.5	19	カナダ	7.7
20	イギリス	11.2	20	フランス	11.7	20	日本	10.6	20	オーストリア	31.0	19	ハンガリー	7.7
21	ニュージーランド	12.4	20	ドイツ	11.7	20	スロバキア	10.6	21	トルコ	31.2	21	日本	8.6
22	オーストラリア	12.6	22	イギリス	11.9	22	ポルトガル	11.1	22	イタリア	33.4	22	オーストラリア	8.8
23	ポルトガル	12.8	23	オーストリア	12.0	23	ニュージーランド	11.3	23	スロバキア	33.6	23	リトアニア	9.5
24	ギリシャ	13.0	24	スロバキア	12.4	24	オーストラリア	11.5	24	イスラエル	33.9	24	ボルトガル	9.
25	イタリア	13.5	25	オーストラリア	13.3	25	韓国	11.6	25	メキシコ	34.2	25	イギリス	9.9
26	リトアニア	14.1	26	ニュージーランド	14.8	26	イギリス	12.3	26	ルクセンブルク	40.2	26	スロバキア	10.
27	トルコ	15.0	27	ポルトガル	15.2	27	ギリシャ	13.5	27	スペイン	40.3	27	韓国	10.
28	韓国	15.3	28	ギリシャ	15.3	28	リトアニア	13.8	28	オーストラリア	41.0	28	ルクセンブルク	12.
29	日本	15.4	29	ルクセンブルク	15.6	29	ルクセンブルク	14.3	29	リトアニア	41.3	29	ギリシャ	13.
29	スペイン	15.4	30	イタリア	17.2	30	メキシコ	16.4	30	チリ	42.6	30	アメリカ	14.
31	エストニア	15.8	31	アメリカ	18.6	31	イタリア	17.2	31	カナダ	44.1	31	メキシコ	15.
32	アメリカ	16.4	32	メキシコ	19.9	32	スペイン	17.6	32	日本	44.5	32	イタリア	15.
33	チリ	16.5	33	イスラエル	20.1	33	イスラエル	18.2	33	アメリカ	45.7	33	スペイン	16.
34	メキシコ	16.6	34	チリ	21.5	34	アメリカ	18.3	34	ニュージーランド	46.1	34	チリ	16.
35	イスラエル	16.9	35	スペイン	21.8	35	トルコ	18.4	35	コスタリカ	47.4	35	イスラエル	17.
35	ラトビア	16.9	36	トルコ	22.4	36	チリ	18.9	36	韓国	47.7	36	トルコ	18.
37	コスタリカ	20.3	37	コスタリカ	27.4	37	コスタリカ	24.3	-	コロンビア	-	37	コスタリカ	22.
-	コロンビア	20.5	=	コロンビア	21.4	_	コロンピア	24.5	_	スイス	_	-	コロンピア	
	OECD平均	11.4		OECD平均	12.4	_	OECD平均	11.0	-	OECD平均	31.1		OECD平均	9.2

資料:こども家庭庁「第1回こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会」資料より引用

⁽注1) 「相対的質用率」及び「こどもの質用率」の出典はOECD "Income Distribution Database"。「こどもがいる世帯の質用率」の出典はOECD Family Database "Child poverty"。 いずれも2023年7月19日閲覧 (注2) 相対的資用率」、「こどもの質用率」及び「こどもの質用率」及び「こどもの質用率」及び「こどもの質用率」の日本の数値は、2022年国民生活基礎調査「厚生分散省」に基づく2021年のテータであり、2015年に改定されたOECDの新たな所得 定率に基づく数値。
(注3) 相対的資用率」及び「こどもの質用率」のチリ及びアイスランドは2017年、デンマーク、フランス、ドイツ、スロバキア、スイス及びトルコは2019年、コスタリカ、フィンランド、日本、ハルウェー及びスウェーデン は2021年、それは外の間は2020年の数値、コロンピブは数値なし、
(注4) 「こどもがいる世帯の質用率」のニュン・フェントは2014年、デンタイと2016年、チリ・デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及びアメリカは2017年、カナダ、ラトビア、スウェーデン及びイギリスは (注4) 「こともがいる世帯の質用率」のニュン・フェントは2014年、オカンダは2016年、チリ・デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及びアメリカは2017年、カナダ、ラトビア、スウェーデン及びイギリスは かが進立としている。コンピブは数値なし、(注5) 各項目のOECD 学りは、37か回(こともがいる世帯の質困率」の「大人が一人」については38か回)の単純平均。

(2) 東京都の生活困難度

「生活困難度」は、こどもの生活における生活困難を「低所得(等価世帯所得が 142.9 万円未満)」、「こどもの体験や所有物の欠如(海水浴、旅行、本、勉強部屋等)」、「家計の逼迫」の 3 つの要素から捉え、2 つ以上に該当する場合に「困窮層」、1 つ該当する場合に「周辺層」と分類します。小学 5 年生については困窮層 5.1%、周辺層 11.2%、中学 2 年生については困窮層 6.5%、周辺層 15.0%、16~17 歳については困窮層 7.2%、周辺層 14.5%となっています。



東京都の各年齢層における生活困難層の状況

	小学5年生	中学2年生	16~17 歳
生活困難層(困窮層+周辺層)	16.3%	21.5%	21.7%
困窮層(2 つ以上に該当)	5.1%	6.5%	7.2%
周辺層(いずれか1つ該当)	11.2%	15.0%	14.5%

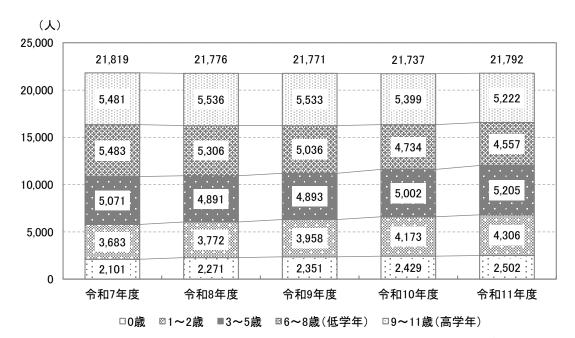
資料:令和4年度東京都こどもの生活実態調査

9 こどもの人口の将来推計

こどもの人口の将来推計

単位:人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳	2,101	2,271	2,351	2,429	2,502
1歳	1,922	1,958	2,113	2,184	2,253
2歳	1,761	1,814	1,845	1,989	2,053
3 歳	1,632	1,672	1,720	1,748	1,882
4歳	1,668	1,583	1,620	1,666	1,691
5 歳	1,771	1,636	1,553	1,588	1,632
0~5歳・小計	10,855	10,934	11,202	11,604	12,013
6歳	1,802	1,711	1,579	1,497	1,531
7歳	1,826	1,779	1,689	1,558	1,477
8歳	1,855	1,816	1,768	1,679	1,549
9歳	1,896	1,848	1,808	1,761	1,672
10 歳	1,802	1,887	1,839	1,800	1,752
11 歳	1,783	1,801	1,886	1,838	1,798
6~11歳・小計	10,964	10,842	10,569	10,133	9,779
合 計	21,819	21,776	21,771	21,737	21,792



10 こども・子育てを取り巻く現状・課題

本区の教育・保育施設の状況としては、保育所の利用者数は増加傾向にありますが、保育施設の待機児童数は減少傾向にあり、区内の待機児童は解消に近づきつつあります。学童クラブに関しては、箇所数、在籍数ともに増加しています。待機児童は大きく減少しましたが、解消には至っておらず、引き続き対応が求められています。

上記の背景として、乳幼児や小学生を持つ家庭において共働き世帯が増えていることに加え、フルタイムの就労が増加している状況があり、今後もこれらの就労状況に応じた子育て支援サービスの提供が重要となります。

墨田区子ども・子育て会議においても、子育て支援に係るサービスや利便性の向上が課題として挙げられており、教育・保育の質の向上に向けた人員の適切配置や資質向上のほか、施設利用や一時預かりの申込みなど子育て支援に関するDX推進も求められています。加えて、在宅子育てにおける不安解消やニーズに対応した支援サービスも課題となっています。

また、乳幼児期から学齢期におけるいわゆる「小1の壁」などの課題への対応も望まれているほか、療育や多子世帯への支援の充実など、配慮が必要なこどもや保護者への支援の強化も求められています。

学齢期においては、学童クラブの量の確保も課題となっています。特に、共働き世帯が増えている中では、こどもの居場所づくりとして、放課後の過ごし方の充実も重要な課題となっています。

また、墨田区の特徴である地域のつながりの強みを生かした居場所づくりやネットワークづくりが求められています。加えて、不登校のこどもへの支援は引き続き取り組むべき 課題となっているほか、近年顕著化しつつあるヤングケアラーについても学校や地域など との連携により適切な対応や支援が必要となっています。

第3章 めざす将来像と基本方針

1 めざす将来像

墨田区子ども・子育て支援総合計画は、墨田区こども計画の基本理念のもと、あるべき 姿「こどもまんなかすみだの実現」に向けて、こども大綱を踏まえ、めざす将来像を以下 のとおりとします。

めざす将来像

全てのこどもが希望にあふれ 健やかに育っている

めざす将来像「全てのこどもが希望にあふれ健やかに育っている」社会の実現に向けて、 6つの基本方針を掲げ、こども・子育て支援施策を展開していきます。

基本方針1

妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます

[方向性]

- (1) 妊娠・出産期における支援の充実
 - ○出産準備期の支援
 - ○妊娠期から乳幼児期の支援
- (2) こどもと親の健康づくりの促進
 - ○母子の健診・予防接種
 - ○医療を安心して受けられる仕組み
 - ○食育
 - ○健康づくり
- (3) 一人ひとりに応じた子育て支援サービスの充実と利便性向上
 - ○親子の交流・情報交換の場づくり
 - ○相談できる場の提供
 - ○親のリフレッシュや不安解消

基本方針2

乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります

[方向性]

- (1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備
 - ○保育の質の向上及び保育士等の人材確保・育成・定着
 - ○乳幼児期における教育・保育の環境づくり
- (2) 多様なニーズに対応した保育の充実
 - ○さまざま状況への保育サポート
 - ○病気や緊急時の保育サービス

こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります

[方向性]

- (1) こどもが安心して過ごせる居場所づくり
 - ○児童館・学童クラブの充実
 - ○こどもの居場所づくり
- (2) こどもの豊かな育ちを育む場・機会の充実
 - ○学び・体験の機会づくり
 - ○読書活動による豊かな心の育成
 - ○スポーツによる心身の育成
- (3) こどもの生きるための基礎的な力の育成
 - ○多様な学習プログラムによる学校教育の充実
 - ○情報教育とデジタル化への環境整備
 - ○環境に対する教育の充実
 - ○防災に関する教育の充実
 - ○こころを育む教育の充実
 - ○学校教育の環境向上
- (4) こどもの育ちや自立を支える取組の推進
 - ○こどもの自立に向けた取組

基本方針4

配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します

[方向性]

- (1) ひとり親家庭等への支援
 - ○相談の場・機会づくり
 - ○経済的負担の軽減
 - ○自立のための支援施設
 - ○自立・教育の支援
- (2) 障害のあるこどもの発達と成長支援
 - ○療育の充実
 - ○療育等における経済的支援
 - ○教育的ニーズに応じた環境づくり
- (3) こどもの貧困対策と支援
 - ○こどもの貧困に対する取組
- (4) さまざまなサポートが必要なこどもと家庭への支援
 - ○いじめ・不登校への取組
 - ○児童虐待防止

- ○ヤングケアラーへの支援
- ○医療的ケア児への支援
- ○外国籍児童への支援
- ○経済的負担への支援
- ○相談支援
- ○多様性への取組

地域でこどもの育ちを支える取組を促進します

[方向性]

- (1) 地域の子育て力の育成と協働
 - ○子育てに関するネットワークづくり
 - ○子ども会や少年団体の育成
 - ○高齢者との関わりによる育成の機会
 - ○生涯学習やボランティア活動への支援
 - ○学校や地域・関係機関による青少年の健全育成
- (2)企業等の子育て力との協働
 - ○企業等との関わりづくり
- (3) こどもの安全安心を守る取組の推進
 - ○防犯·交通安全
 - ○犯罪対策
 - ○安全安心に関する情報発信

基本方針6

子育てしやすい環境づくりを推進します

[方向性]

- (1) 仕事と生活の調和に向けた取組の推進
 - ○働き方に関する取組
- (2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進
 - ○こどもを連れて出かけやすいまちづくり
 - ○子育てしやすい住宅環境の整備
- (3) 子育て支援に関する情報発信の強化とDXの推進
 - ○多様な手法による情報発信
 - ○DXの推進

3 施策の体系

めざす 将来像	基本方針	取組の方向性					
	基本方針1	(1)妊娠・出産期における支援の充実					
	妊娠・出産期から 子育てにおける支援を	(2)こどもと親の健康づくりの促進					
	充実させます	(3)一人ひとりに応じた子育て支援サービスの充実と利便性向上					
	基本方針 2 乳幼児期における教育・	(1)乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備					
全 て	保育の質とサービスの 向上を図ります	(2)多様なニーズに対応した保育の充実					
のこ		(1)こどもが安心して過ごせる居場所づくり					
ども	基本方針3 こどもが自分らしく	(2)こどもの豊かな育ちを育む場・機会の充実					
全てのこどもが希望にあふれ健やかに育	心豊かに育つことが できる環境をつくります	(3)こどもの生きるための基礎的な力の育成					
望に		(4)こどもの育ちや自立を支える取組の推進					
あふ		(1)ひとり親家庭等への支援					
れ健	基本方針 4	(2)障害のあるこどもの発達と成長支援					
やか	配慮が必要なこどもや 家庭への支援を強化します	(3)こどもの貧困対策と支援					
に存		(4)さまざまなサポートが必要なこどもと家庭への支援					
りって	基本方針 5	(1)地域の子育て力の育成と協働					
いる	地域でこどもの育ちを	(2)企業等の子育て力との協働					
~ ~	支える取組を促進します	(3)こどもの安全安心を守る取組の推進					
	基本方針 6	(1) 仕事と生活の調和に向けた取組の推進					
	子育てしやすい	(2)子育てを楽しめるまちづくりの推進					
	環境づくりを推進します	(3) 子育て支援に関する情報発信の強化とDXの推進					

第4章 めざす将来像の実現に向けた取組

基本方針1

妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます

現状と課題

○ 本区における 0 歳から 11 歳までの人口の将来推計は、横ばいの見通しとなっていますが、全国的には少子化が進行し、その要因の一つに育児に対する経済的負担が挙げられています。また、妊娠・出産期においては、精神的な面でも母親やパートナーにかかる負担が大きく、特に、産後の育児疲れや孤立化なども大きな課題となっています。

墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査では、希望するこどもの数より実際のこどもの数が少ない理由として、育児の経済的負担(79.2%)、将来の教育費の負担(70.8%)などが多く挙げられています。

そのため、妊娠・出産期、さらには産後におけるさまざまな不安や悩みに対して適切 に対応していくことが求められます。

- 母子保健はこどもの健やかな成長の基盤であり、食育や適切な生活習慣、健康づくりは特に重要な取組となります。本区の乳幼児健診の受診率は高い水準で推移していることから、引き続き母子や乳幼児の健診を推進し、こどもと親の健康づくりを支えていくことが求められます。
- 子育てにおいて、母親やパートナーにかかる負担は大きく、とくに出産直後から数か 月の授乳や育児による睡眠不足、体調不良や疲労が大きな精神的・体力的負担となり、 その後は家事と育児の両立に追われるケースも少なくありません。精神的・体力的不安 により、外出の機会や交流の機会が少なくなり、孤立・孤独を感じる方も多くいます。

墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査では、子育てにおける孤立感は約半数が感じている状況となっています。特に、在宅子育ての不安感や孤立感を和らげるために必要なこととして、こどもを預けられる場(48.6%)や家事・育児のサポート(39.1%)などのニーズが高くなっています。

そのため、さまざまな状況に応じた不安や悩みを解消できるよう、適切な情報提供や 相談、サポート支援とともに、孤立化させないための交流や相談場所の設置など、ニー ズに対応した適切で切れ目ない子育て支援のサービスの充実が求められています。

(1) 妊娠・出産期における支援の充実

出産を控えた妊婦とそのパートナーに向けた、妊娠・出産・育児に関する情報提供や実習、参加者同士の交流の場を図ります。

産後の身体的回復と精神的負担の軽減を促進し、安心して子育てができるよう支援します。

全ての妊婦が安心して出産・子育てができるよう、継続的な相談支援と経済的支援を図ります。

計画事業

○出産準備期の支援

出産・子育て応援事業(ゆりかご・すみだ事業)[事業番号 1] 親子健康手帳(母子健康手帳)の交付事業[事業番号 2] 入院助産事業[事業番号 3] 出産準備クラス・パパのための出産準備クラス事業[事業番号 4] 妊産婦訪問指導事業[事業番号 8]

○妊娠期から乳幼児期の支援

国民健康保険料の産前産後期間の免除制度 [事業番号 5] 国民年金保険料の産前産後期間の免除制度 [事業番号 6] 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) [事業番号 7] 家事・育児サポーター事業 [事業番号 9] 妊婦のための支援給付事業 [事業番号 10]

出産・子育て応援事業 (バースデーサポート) [事業番号 76] 産後ケア事業 [事業番号 77]

周産期保健医療ネットワークの運営事業 [事業番号 11]

(2) こどもと親の健康づくりの促進

出産後のこどもの発育・栄養・生活環境等の育児指導の機会を設け、育児不安の解消、 虐待の未然防止・早期発見を図ります。

妊産婦やパートナー、新生児・幼児への適切な時期ごとの健診や歯科健診、予防接種などを行い、アレルギーや疾病の早期発見や予防といったこどもの健やかな育成に係る支援を行います。

こどもの食育や健康・体力向上への取組の推進とともに、こどもの年齢に合わせて、喫煙や飲酒、薬物、性教育などについての学習機会の確保や正しい理解の普及啓発を図ります。

計画事業

○母子の健診・予防接種

母子健康診查事業 [事業番号 13]

母子歯科健康診査事業 [事業番号 14]

歯科衛生相談運営事業 [事業番号 82]

乳幼児健康診査事業(3~4 か月児、6~7 か月児、9~10 か月児、1 歳半児、3 歳児)、乳幼児経過観察健診、アレルギー健診「事業番号 83]

アレルギー健診事業 [事業番号 84]

こどもの予防接種事業「事業番号 120]

5 歳児健康相談事業 [事業番号 154]

○医療を安心して受けられる仕組み

小児医療体制の充実・確保事業 [事業番号 23] こども医療費助成事業 [事業番号 121]

○食育

食育の推進事業 [事業番号 37]

食育推進事業 [事業番号 38]

栄養指導事業[事業番号 39]

栄養価の高い給食の提供事業 [事業番号 117]

○健康づくり

健康づくりのための普及啓発事業 [事業番号 40]

区立スポーツ施設整備運営事業「事業番号 41]

スポーツ推進委員の活動事業 [事業番号 145]

ぜんそく児のための環境保健事業(機能訓練事業) [事業番号 170]

健康と体力向上の推進事業「事業番号 197]

喫煙、飲酒、薬物乱用等への対策事業「事業番号 236]

エイズ及び性感染症等に関する性教育事業 [事業番号 237]

健康診査事業「事業番号 277]

(3) 一人ひとりに応じた子育て支援サービスの充実と利便性向上

子育て中の親子同士での交流・情報交換の機会の提供や子育てに関する講座などを実施 し、孤立の防止、育児不安の解消を図ります。

地域のなかで安心して育児ができる環境を整えます。また、子育てに関わる地域の団体を対象に講習会を実施するなど、地域における教育力・相談力の向上に取り組みます。

育児疲れや疾病、事故等により一時的にこどもの養育が困難になった場合に、サポートができる支援の充実を図ります。

計画事業

○親子の交流・情報交換の場づくり

両国・文花子育てひろばの運営事業 [事業番号 16]

児童館における地域子育て支援拠点事業 [事業番号 17]

民間事業者による地域子育て支援拠点事業「事業番号 18]

利用者支援事業「事業番号 24]

家庭と地域の教育力充実事業 [事業番号 42]

育児学級・育児講演会事業「事業番号 78]

保育園における地域子育て支援事業 [事業番号 85]

幼稚園の園庭開放事業 [事業番号 86]

社会福祉会館における乳幼児事業 [事業番号 87]

みんなであ・そ・ぼ「こみかんたいむ」「おれんじたいむ」事業[事業番号93]

○相談できる場の提供

保育コンシェルジュ事業 [事業番号 15]

子育て安心ステーション事業 [事業番号 88]

乳幼児子育て相談事業 [事業番号 89]

いっしょに保育事業 [事業番号 90]

育児相談事業 [事業番号 91]

○親のリフレッシュや不安解消

一時預かり事業「事業番号 92]

子育てママ対象講座事業 [事業番号 94]

ショートステイ事業 [事業番号 118]

児童養育家庭ホームヘルプサービス事業 [事業番号 119]

乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります

現状と課題

- 本区の認可保育施設は、施設数の増加に伴い利用定員の充足が図られたことにより、 近年の利用者数は横ばいの状況であり、待機児童数も概ね解消されつつあります。一方、 幼稚園では、定員数が確保されているものの、利用者数は減少傾向にあります。
- 墨田区子ども・子育て会議において、乳幼児に対する教育・保育の重要性が議論されており、特に教育・保育の質の向上が重要な課題として答申に示されています。その背景として保育士不足等の問題があることから、子育て施設における適切な人員の確保や配置、加えて、職員への積極的な研修等の機会を通じた育成支援と定着が求められています。
- 墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査では、就労していない乳幼児の母親の 73.8%は 就労の意思があり、保育環境の整備においては、多様な就労形態やニーズに対応した取 組が求められます。

また、共働き世帯の割合が増加しており、それぞれの働く環境に合わせた多様なニーズに対応し、サービスの充実を図っていく必要があります。特に、こどもが病気になった際の病児・病後児保育や一時保育はニーズが高い状況です。

このように、保護者の就労形態やニーズの多様化に対応した保育サービスの充実が求められています。

(1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備

こどもへの質の高い安全安心な保育環境の確保を図るため、そのための人材確保や研修などを通じた人材の育成と定着、施設整備に関する支援や、施設運営に関する指導の助言を行います。

計画事業

○保育の質の向上及び保育士等の人材確保・育成・定着

保育における安全・安心な環境づくり事業 [事業番号 95]

特定教育・保育施設等への指導検査事業 [事業番号 96]

保育士の確保事業「事業番号 97]

保育施設における質の向上のための取組事業「事業番号 98]

保育施設の福祉サービス第三者評価の受審推進事業「事業番号 99]

○乳幼児期における教育・保育の環境づくり

小規模保育事業·家庭的保育事業 [事業番号 79]

区立保育園への民間活力導入事業 [事業番号 100]

私立保育所等整備助成事業「事業番号 101]

幼児教育の推進事業 [事業番号 155]

幼保小中一貫教育推進事業 [事業番号 161]

(2) 多様なニーズに対応した保育の充実

さまざまなニーズに合わせ、どんなときも安心して子育てできる環境の充実を図ります。

計画事業

○さまざまな状況への保育サポート

定期利用保育事業 [事業番号 80]

延長保育事業 [事業番号 102]

スポット延長保育事業 [事業番号 103]

休日保育事業「事業番号 104]

年末保育事業 [事業番号 105]

ベビーシッター利用支援事業 [事業番号 113]

私立幼稚園等の預かり保育事業 [事業番号 156]

○病気や緊急時の保育サービス

緊急一時保育事業 [事業番号 106]

病児保育事業「事業番号 114]

すみだ子育て支援ネット「はぐ」事業「事業番号 115]

こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります

現状と課題

○ 現在、本区には児童館 12 館(分館を含む)、コミュニティ会館児童室 3 室があり、放課後等のこどもの居場所になっています。令和 5 年 12 月から児童館等の来館・退館受付システム「すみチル」を導入し、令和 6 年 4 月には、墨田区内で初となる地域交流機能(地域活動施設)を持った児童館として八広児童館(愛称:ぽかぽか)をリニューアルオープンしました。より身近で、利用しやすい児童館づくりを進めています。

一方、墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査では、自分の時間を過ごす場所として、小学生(4~6年生)で34.0%、中学生で19.5%、高校生等で20.1%が「児童館や図書館」を挙げています。加えて、「児童館がどのような場所だと良いか」の質問に対して、スポーツや同世代と話ができる場を多くの小学生、中学生及び高校生等が挙げています。

こどもの健全育成や豊かな育ちにおいては、こどもが自分らしくいることができる居場所が重要であり、児童館をはじめ、こどもの居場所づくりの充実が求められています。

○ 学童クラブにおいては、年々登録数が増加しており、令和5年度には施設数の増加に伴い、学童クラブの待機児童数は激減したものの解消には至っていない状況です。今後も、保護者の共働きの増加に伴い、こどもの放課後における居場所のニーズは高まることが予想されるため、ニーズに対応した整備が求められています。

また、いわゆる「小1の壁」については、墨田区子ども・子育て会議においても課題として挙げられており、対策の一つとして就学前から学齢期への移行に向けた切れ目ない支援としての役割が求められています。

- 墨田区で生まれ育つこどもが、次代の担い手として成長するためには、青少年の健全な育成も大切です。そのためには、多様な体験や交流、読書、スポーツなど、小学生や中学生、高校生等に対する育ちの場と機会を創出し、自立した大人へ成長できる支援も必要となります。
- こどもの生きる力を高めていく基盤としては学校教育が重要です。「すみだ教育指針 (墨田区教育振興基本計画)」に基づき、こどもたちが「挑戦する力」「つながる力」「役立 つ力」を身につけることをめざし、より質の高い学校教育を推進するための仕組みづく りと、一人ひとりのこどもに応じた教育の展開が必要となります。そのため、国際教育 や環境教育、防災学習、人権教育などを積極的に展開するとともに、新たに、リプロダ クティブヘルス(※)を進めることが求められています。加えて、これら学校教育の向 上を図るための環境づくりや教職員等の資質向上も必要となっています。
- (※) リプロダクティブヘルス:性やこどもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。

(1) こどもが安心して過ごせる居場所づくり

こどもの居場所や交流の場を整備し、充実させることで、他者との関わりのなかで育まれる心の成長を促します。

こどもの健全育成を目的に、異年齢のこども同士や親子の交流を深める場の提供と子育 て支援を図ります。

労働などにより、保護者が昼間にこどもを家庭で育成できない場合の適切な遊び・生活の場、放課後の居場所づくりを図ります。

こどもが地域社会のなかで心豊かに健やかに育まれる環境づくりをめざし、安全安心な 居場所や相談できる場の提供、交流活動の機会を提供できるよう取り組みます。

計画事業

○児童館・学童クラブの充実

児童館事業 [事業番号 122]

児童館の改修事業 [事業番号 123]

コミュニティ会館事業 [事業番号 124]

学童クラブ事業 [事業番号 180]

○こどもの居場所づくり

こどもの居場所ネットワークづくり事業 [事業番号 43]

ひきこもり支援推進事業 [事業番号 44]

社会福祉会館事業 [事業番号 125]

放課後子ども教室推進事業 [事業番号 181]

子ども第三の居場所事業 [事業番号 238]

(2) こどもの豊かな育ちを育む場・機会の充実

自然とふれあう体験や農業体験などを通じて、環境に対する意識の向上や社会奉仕の心を育む機会の充実を図ります。

スポーツや音楽、ボランティアを通じて、個々の心の豊かさを育むとともに、仲間づくり、集団活動での協調性・リーダーシップを養い、こどもたちの健全育成に取り組みます。 また、さまざまな体験の場を提供し、地域交流や社会問題への関心を深め、自主性や積極性を育みます。

こどもが自主的に学習できる場の提供や、読書の機会を充実させ、生涯にわたる学ぶ力 を育み、より豊かな人生を送れるように取り組みます。

模擬区議会の体験や区の活動に参画できる機会を充実させ、すみだの未来を担うこども たちの郷土に対する関心や愛着心などの向上を図ります。

計画事業

○学び・体験の機会づくり

すみだまつり・こどもまつり事業 [事業番号 48]

自然環境学習事業[事業番号 160]

ものづくりフェア事業「事業番号 162]

わんぱく天国事業 [事業番号 171]

環境体験学習事業[事業番号 172]

起震車による地震体験事業 [事業番号 177]

クリーンキャンペーン事業 [事業番号 178]

子どもの体験活動支援事業 [事業番号 182]

サブ・リーダー講習会事業 [事業番号 183]

夏休み自然体験教室事業「事業番号 184]

すみだ子どもPR大使事業 [事業番号 185]

生産体験活動事業「事業番号 200]

被保護学童・生徒に対する修学旅行支度金支給事業 [事業番号 201]

児童・生徒向けボランティアスクール事業 [事業番号 239]

すみだ少年少女合唱団事業 [事業番号 240]

児童館における定期学習会の実施事業「事業番号 241]

夏体験ボランティア事業 [事業番号 252]

区報ジュニアレポーター事業 [事業番号 264]

中学生区議会事業 [事業番号 265]

児童館における中高生世代の音楽活動の支援事業 [事業番号 270]

○読書活動による豊かな心の育成

子ども読書活動の推進事業(地域での読書活動の推進/区立図書館での児童・生徒向けサービスの充実/家庭における読書活動の啓発)「事業番号 25〕

子ども読書活動の推進事業 (学校図書館の充実/学校と図書館の連携強化/ほうかご図書室) [事業番号 199]

○スポーツによる心身の育成

スポーツ振興事業 [事業番号 45]

区民健康スポーツデー事業「事業番号 46]

総合型地域スポーツクラブ自立支援事業 [事業番号 47]

各種スポーツ活動事業 [事業番号 198]

(3) こどもの生きるための基礎的な力の育成

こどもが安全安心な学校生活を送りながら、生活習慣を形成し、確かな学力を身に着けることができる学校教育を推進します。

こどもたちが主体となり問題を解決する能力や組織で取り組む能力を向上させる機会を設け、自身で考え判断し、表現する力を育みます。

具体的には、英語に慣れ親しむ機会や地域の伝統文化に触れる機会など、言語や文化に触れる教育の充実を図るとともに、ICT化の推進やSNS利用についてなど、情報活用能力の向上を図ります。また、一人ひとりの防災行動力を高めるとともに、将来の地域防災の担い手育成を含めた防災教育などを推進します。

計画事業

○多様な学習プログラムによる学校教育の充実

特色ある学校づくり事業 [事業番号 163]

国際理解教育の推進事業 [事業番号 202]

学力向上推進事業「事業番号 204]

図書館を使った調べる学習コンクール事業 [事業番号 207]

体験的な活動を取り入れた学習の展開事業「事業番号 208]

伝統文化等に触れる機会の提供事業 [事業番号 209]

○情報教育とデジタル化への環境整備

情報教育の推進事業[事業番号 203] 学校ICT化推進事業[事業番号 213]

普通教室等 I C T 運営管理事業「事業番号 214]

○環境に対する教育の充実

環境学習の支援事業 [事業番号 186] ごみの減量と分別に関する環境学習事業 [事業番号 187]

○防災に関する教育の充実

総合防災教育事業[事業番号 146] 消防少年団事業[事業番号 242] 防災教育事業[事業番号 266]

○こころを育む教育の充実

若年層に向けた男女共同参画意識の醸成事業 [事業番号 70]

リプロダクティブヘルス推進事業 [事業番号 71]

道徳教育の推進事業 [事業番号 205]

人権教育事業 [事業番号 206]

交流教育・障害児理解教育の実施事業「事業番号 210]

学校教育における生活習慣にかかわる指導事業 [事業番号 211]

SOSの出し方に関する教育事業 [事業番号 212] 学校のボランティア活動普及事業 [事業番号 253]

○学校教育の環境向上

教職員研修事業[事業番号 164] 学校支援指導員派遣事業[事業番号 165]

(4) こどもの育ちや自立を支える取組の推進

未来を担うこどもに、選挙への関心を高める取組を行います。

就職活動に向けた情報提供や準備・相談など、より良い就職につながる支援を行います。

計画事業

○こどもの自立に向けた取組

男女共同参画に関する各種啓発の取組事業 [事業番号 49]

創業機運醸成事業 [事業番号 215]

小中学生向け啓発物の配布事業 [事業番号 216]

明るい選挙啓発ポスターコンクール事業 [事業番号 243]

学卒求人申込説明会事業[事業番号 271]

中高生の就職支援事業 [事業番号 272]

配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します

現状と課題

○ 区内の母子・父子相談件数の推移を見ると、減少傾向にあるものの、子育てと仕事を 両立していく上で多くの困難に直面している状況であると言えます。

そのため、引き続き、経済的支援や就労支援、相談体制を充実させていくほか、本区の特徴でもあり強みでもある人のつながりをいかして、地域社会でこどもの成長を見守るとともに、子育て家庭を支えていく環境を整えていくことが求められます。

○ 本区における知的障害を持つ児童数は増加傾向にあり、区では、幼稚園・保育所や学童クラブなどにおいて配慮が必要なこどもへの療育の支援を進めています。引き続き、障害の有無に関わらず、ともに育ちながら、それぞれの個性と能力を伸ばしていけるよう、教育・保育の環境づくりや体制づくりなど療育の支援を充実させていく必要があります。

そのため、WEBの活用による相談サポート体制づくりなど、療育を必要とする家庭に対する支援の充実を図ることが望まれています。加えて、療育の認定に関わる期間短縮などスムーズな登録の仕組みづくり、療育に関わる適切な体制づくりの推進が求められています。

また、教育面では、特別支援学級・教室の運営や就学相談など、一人ひとりに応じた 支援の充実も必要です。

〇 貧困に関しては、令和 4 年度東京都こどもの生活実態調査によると、生活困難層として、小学 5 年生で 16.3%、中学 2 年生で 21.5%、16~17 歳で 21.7%が該当するという 結果が見られ、こどもの貧困の問題は、複雑化・複合化しており、多くの課題があります。

全てのこどもが教育や体験の機会を得て、健やかに成長できるよう、家庭内のさまざまな課題を早期に把握した上で、適切な支援を早期かつ包括的に講じることが求められています。

○ いじめや不登校、児童虐待をはじめ、ヤングケアラーや医療的なケアが必要なこども、 外国にルーツを持つこども、自身の性について悩むこどもなど、さまざまな悩みを抱え るこどもや家庭があります。それらのこどもや家庭の悩みを、状況に応じて相談できる 機会の充実や経済的支援など、一人ひとりに応じた継続的な支援が求められています。

(1)ひとり親家庭等への支援

さまざまな悩みを抱えるひとり親家庭の方が安心して相談できる環境を整え、不安の軽減・解消に取り組みます。

経済的な支援や就業・自立支援を通して、ひとり親家庭の方が社会の中で安定して生活 していける基盤を持つことをめざします。

計画事業

○相談の場・機会づくり

母子・父子、女性、家庭相談事業 [事業番号 50] 養育費等支援事業 [事業番号 134]

○経済的負担の軽減

児童扶養手当制度 [事業番号 126] 児童育成手当制度 [事業番号 127]

ひとり親家庭の医療費の助成事業「事業番号 128]

ひとり親家庭自立支援給付金事業 [事業番号 129]

ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付事業 [事業番号 130]

東京都母子及び父子福祉資金の貸付事業 [事業番号 132]

特定自転車駐車場の使用料減額制度[事業番号 147]

○自立のための支援施設

母子等緊急一時保護事業[事業番号 26] 母子生活支援施設事業[事業番号 133]

○自立・教育の支援

ひとり親家庭就業・自立支援事業 [事業番号 131]

こどもの未来応援事業(こども食堂・食品ロス削減)[事業番号 173]

こどもの学習・生活支援事業 [事業番号 244]

ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業 [事業番号 273]

(2) 障害のあるこどもの発達と成長支援

幼稚園・保育所・学校では、配慮が必要なこどもたちを受け入れる体制を整備し、こどもの発達と成長の支援や学習や就学の支援を行います。

障害のあるこどもたちが社会に参画していくことを目的として、日常生活に必要な基本的動作・知識技能の学習、集団生活への適応訓練や、社会における基本的なルールなどを学ぶ機会を設けています。さらに、一人ひとりの状況に合わせて、適切な支援のうえでの通常学級での学習や、就学に関わる手当の支給などによって、それぞれの個性と能力を最大限伸ばし、地域社会の中で自立していける環境やプロセスを整備していきます。

それぞれのこどもが置かれている状況や障害の種類・特質ごとに適切な支援を行うため、 専門的な技能をもった人員を育成し、手当の給付やヘルパーの派遣など、生活していくう えで必要な支援を行っていきます。

計画事業

○療育の充実

保育施設における障害児保育事業 [事業番号 107] 心理相談員の保育施設への巡回事業 [事業番号 108] 障害児通所支援事業 [事業番号 135] 障害児移動支援事業 [事業番号 136] 幼稚園における特別支援教育事業 [事業番号 157] 学童クラブへの障害児の受入事業 [事業番号 188]

○療育等における経済的支援

小児精神障害の医療費助成制度 [事業番号 27] 自立支援医療(精神通院)の支給制度 [事業番号 51] 自立支援医療(育成医療)の支給制度 [事業番号 137] 障害児福祉手当制度 [事業番号 149] 児童育成手当(障害)制度 [事業番号 150] 特別児童扶養手当制度 [事業番号 151]

○教育的ニーズに応じた環境づくり

特別支援教育への対応事業 [事業番号 217] 特別支援学級・教室の運営事業 [事業番号 218] 特別支援学級等の就学相談事業 [事業番号 219] 就学奨励費の支給事業 [事業番号 220] 介助支援の実施事業 [事業番号 221] すみだ教室事業 [事業番号 278]

(3) こどもの貧困対策と支援

こどものライフステージに応じた就学や自立に向けた施策を展開し、こどもの成長を支援します。

計画事業

○こどもの貧困に対する取組

就学援助事業「事業番号 222]

被保護学童に対する学童服・運動衣の購入費の支給事業 [事業番号 223]

被保護者自立促進事業(学習環境整備支援費)[事業番号 245]

墨田区私立高等学校等入学資金貸付事業 [事業番号 267]

受験生チャレンジ支援貸付事業「事業番号 274]

被保護者自立促進事業(大学等進学支援費)[事業番号 276]

墨田育英会事業「事業番号 279]

(4) さまざまなサポートが必要なこどもと家庭への支援

さまざまなこどもと家庭を、適切な配慮・支援と結びつけるために、区、学校、地域住 民、家庭、事業者その他の関係者が連携して、相談・支援体制を構築していきます。

計画事業

○いじめ・不登校への取組

教育支援センター事業[事業番号 224] いじめ・不登校防止対策事業[事業番号 225]

○児童虐待防止

要保護児童対策協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化事業[事業番号 28] 児童虐待防止に向けた啓発活動の推進事業[事業番号 29]

児童虐待に関する相談事業「事業番号 30]

社会的養護推進のための啓発強化事業「事業番号 32]

○ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの認知度向上のための啓発事業 [事業番号 174] ヤングケアラーの相談・支援事業 [事業番号 175]

○医療的ケア児への支援

医療的ケア児に対する居宅訪問型保育事業「事業番号 109]

重症心身障害児(者)等介護者支援事業[事業番号140]

医療的ケア児の受入事業 [事業番号 142]

医療的ケア児に関する協議会及び庁内連絡会議の運営事業 [事業番号 152]

○外国籍児童への支援

外国語相談事業 [事業番号 72] 外国籍等児童・生徒の支援事業 [事業番号 226]

○経済的負担への支援

幼児教育・保育の無償化事業 [事業番号 110] 認証保育所保育料負担軽減補助事業 [事業番号 111] 児童手当制度 [事業番号 138] 幼稚園昼食費補助事業 [事業番号 158] 私立幼稚園等園児の保護者への助成事業 [事業番号 159] 修学旅行費・日光移動教室無償化事業 [事業番号 227] 学校給食費保護者負担軽減事業 [事業番号 228] 私立学校就学者等支援事業 [事業番号 229]

○相談支援

児童相談事業[事業番号 31] 各種相談の実施事業[事業番号 52] 養育支援訪問事業[事業番号 139] 教育相談事業[事業番号 141] 発達が気になるお子さんの相談の強化事業[事業番号 143] 思春期相談・思春期講演会事業[事業番号 254]

○多様性への取組

性的マイノリティの人の人権等さまざまな人権問題に関する啓発事業 [事業番号 53]

地域でこどもの育ちを支える取組を促進します

現状と課題

○ こどもの健全育成や自立において、地域でこどもの育ちを支え合うことは重要な取組です。特に、"人のつながり"は墨田らしさの特徴の一つであり、こどもを支える環境づくりにおいて強みと言えます。

これまで、本区では、助け合いの精神や人情深い下町気質を活かし、地域全体でこどもの育ちを支えてきていますが、今後も引き続き地域全体で意識を高めながら取り組んでいくことが求められています。

○ 本区はものづくりのまちであり、近年では令和3年から千葉大学墨田サテライトキャンパスで毎月開催されているあそび大学において、区内のものづくりに関わる企業から 廃材が提供されるなど、企業との協働によるこどもの遊びや体験の機会が創出されています。

このように、区内の企業の子育てへの参画や協力を促進し、区や地域との連携・協働 につなげていくことが求められています。

○ こどもの健やかな育ちを支えていく上で、防犯や交通安全、犯罪対策のほか、近年に おいては性犯罪やネット上のつながりから巻き込まれる犯罪も増加しており、これらに 対しては地域でこどもの安全安心を守っていくことが必要です。

墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査によると、区がめざすべき環境として、こどもの安全安心を守るための環境が、就学前及び小学生の保護者ともに、上位に挙げられています。

今後も引き続き、事故や犯罪の未然防止など安全安心のまちづくりに向けて取り組んでいくことが求められています。

(1)地域の子育て力の育成と協働

親同士の関係をつくり孤立を防ぐとともに、相談窓口や地域のボランティアが担う子育 て支援サービスなどを通じて、地域の子育て力の向上を図っていきます。

こども自身が、地域の中でかかわりを広げ、健やかに成長できるよう取り組みます。

学校や地域団体との連携を強化するとともに、こどもを守り支える団体の人材や担い手を育成し、地域でこどもが安全安心に過ごすことができる仕組みや体制づくりを強化します。

計画事業

○子育てに関するネットワークづくり

地域子育てネットワークの構築事業 [事業番号 33]

地域福祉プラットフォーム事業 [事業番号 54]

民生委員・児童委員活動事業「事業番号 56]

協治 (ガバナンス) まちづくり推進基金事業 [事業番号 57]

すみだファミリー・サポート・センター事業[事業番号 116]

子育て支援活動助成事業「事業番号 144]

学校運営連絡協議会の設置と運営事業 [事業番号 166]

学校安全ボランティア事業 [事業番号 190]

PTAへの支援事業 [事業番号 231]

学校支援ネットワーク事業 [事業番号 234]

○子ども会や少年団体の育成

子ども会活性化事業 [事業番号 189] 少年団体の育成事業 [事業番号 275]

○高齢者との関わりによる育成の機会

シニア人材バンク事業 [事業番号 19]

ふれあい給食事業 [事業番号 112]

高齢者とのコミュニケーション (講演会等) 事業 [事業番号 230]

次代に継ぐ平和のかたりべ事業 [事業番号 246]

○生涯学習やボランティア活動への支援

すみだ生涯学習センター事業 [事業番号 179] 自主グループ等への支援事業 [事業番号 255] ボランティア推進事業 [事業番号 256] ボランティアセンターの活動事業 [事業番号 257]

○学校や地域・関係機関による青少年の健全育成

こども・若者への見守り支援事業 [事業番号 55]

青少年問題協議会の運営事業 [事業番号 153]

闇バイト対策推進事業「事業番号 232]

墨田区青少年健全育成区民大会事業「事業番号 233]

ふれあい協議会事業「事業番号 247]

墨田区青少年非行·被害防止強調月間事業 [事業番号 258]

更生保護活動事業「事業番号 259]

社会を明るくする運動事業 [事業番号 260]

地域教育懇談会事業「事業番号 261]

青少年委員活動の推進事業 [事業番号 262]

青少年育成委員会活動への支援事業 [事業番号 263]

(2)企業等の子育て力との協働

子育てに関わる地域貢献を企業等に促すことで、こどもたちがすみだの産業について知り、それを通じたこどもの職業観の育成や墨田区で働くイメージの形成につなげていきます。

計画事業

○企業等との関わりづくり

就職・仕事カウンセリングルームの運営事業 [事業番号 58]

すみだ探究工房事業「事業番号 176]

中学生の職場体験の充実事業 [事業番号 268]

(3) こどもの安全安心を守る取組の推進

犯罪に巻き込まれることを防ぐために、パトロールや保護者への緊急情報発信メール、 SNSや掲示板の監視などの防犯活動を行っていきます。

犯罪や交通事故を防ぐために、地域住民と連携して危険箇所の確認・改善や、交通安全 指導などを行っていきます。

計画事業

○防犯·交通安全

防犯パトロールカーによる巡回事業 [事業番号 59]

交通安全普及啓発事業 [事業番号 60]

児童の交通安全教育事業 [事業番号 167]

地域防犯対策事業「事業番号 191]

防犯ブザーの配布事業「事業番号 193]

こどもの 110 番事業 [事業番号 194]

スクールゾーン育成事業費支援事業 [事業番号 195]

通学路防犯設備整備事業 [事業番号 196] 地域パトロール事業 [事業番号 248]

○犯罪対策

緊急通報装置等の防犯設備事業[事業番号 169] 帰宅呼びかけ放送事業[事業番号 192] セーフティ教室事業[事業番号 235] スクールサポーター制度[事業番号 249] 有害環境の浄化活動事業[事業番号 250] サイバーパトロールの実施事業[事業番号 251] デートDV予防啓発講座事業[事業番号 269]

○安全安心に関する情報発信

危機情報のメール配信事業 [事業番号 61] 緊急情報発信メール配信事業 [事業番号 168]

子育てしやすい環境づくりを推進します

現状と課題

○ 墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査では、育児休業の取得状況は、母親が 71.9%、 父親は 22.5%と前回調査よりもそれぞれ割合は高まっているものの、父親の育休取得は まだ低い状況です。

こどもの健やかな成長を支えていくためには、家庭において親子がともに過ごす時間が大切であるため、女性も男性も仕事と育児などの生活の両立ができるよう、柔軟な働き方の選択や、男性の育児休業を取得できる環境づくりと意識醸成が求められています。

○ 子育て中の親が望むときに外出できるようにすることは、心身の健康保持や孤立の防止にもつながります。一方、妊産婦やこどもを連れた外出にはさまざまなハードルがあり、利用しづらい環境が多くあります。

そのため、バリアフリー化等によって障壁を取り除くとともに、利用しやすい公園等を整備することで、子育てを楽しめるまちをつくっていくことが重要です。また、区内への定住を促進するために、経済的負担の軽減等、子育て家庭への住宅支援を図っていくことも必要です。

○ 墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査では、子育てに関する情報共有の媒体として、 LINEなどの定期的な配信サービスやSNSでの情報発信などへのニーズが高い結果 となっています。また、ファミリー・サポート・センター等の予約、保育所や児童館の 利用申請などの各種子育てサービスの利用におけるオンライン化へのニーズが高くなっ ています。

そのため、子育て支援における施設利用や申込み、サービスに関する情報取得、オンラインによる相談、支援サービスの利用申込みなど、さまざまな子育て支援施策の展開においてDXを進め、保護者の負担軽減と支援サービスの利便性向上を図っていくことが求められます。

(1) 仕事と生活の調和に向けた取組の推進

仕事と生活を無理なく両立できる環境整備を進めるため、ワーク・ライフ・バランスの 重要性の啓発活動や男性の育児休暇の取得促進といった取組を実行していきます。

計画事業

○働き方に関する取組

若者や子育て世代等の女性などに対する就労支援事業 [事業番号 62] ワーク・ライフ・バランス推進事業 [事業番号 73]

男性対象講座「すみだパパスクール」事業 [事業番号 81]

(2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進

バリアフリー化や多目的トイレの整備・増設を行い、安全で快適なまちづくりを行っていくことで、子育て中の親が望むときに外出できる環境を整備していきます。

魅力や特色のある公園を整備することで、外出する動機を増やしていきます。

子育て家庭への住まいの支援を行い、経済的負担を軽減することで墨田区への定住を促進していきます。

計画事業

○こどもを連れて出かけやすいまちづくり

赤ちゃん休けいスポット事業 [事業番号 12]

こどもや子育て世帯が利用しやすい公園づくり事業 (公園等新設・再整備事業) [事業番号 20] 子育て世帯が安全に移動できる道路の環境づくり事業 [事業番号 21]

ボール遊びができる公園等の整備事業 [事業番号 34]

放置自転車等対策事業「事業番号 35]

健康づくりのための環境整備事業 [事業番号 63]

公園等新設·再整備事業 [事業番号 64]

トイレ改築事業「事業番号 65]

道路バリアフリー整備事業 [事業番号 66]

歩行者·自転車通行空間再整備事業[事業番号 67]

特定自転車駐車場の優先当選制度「事業番号 148]

○子育てしやすい住宅環境の整備

すみだ良質な集合住宅認定制度「事業番号 68]

子育て世帯等定住促進事業 [事業番号 74]

住宅修築資金融資あっせん事業 [事業番号 75]

(3)子育て支援に関する情報発信の強化とDXの推進

子育て家庭に必要な情報を届けるために、区報やメール・SNSなどを多様な手段で発信していきます。

子育て家庭の負担軽減とサービスの利便性向上を図るため、子育て支援施策におけるDXを推進していきます。

計画事業

○多様な手法による情報発信

区公式 L I N E を活用した情報配信事業 (きずなメール) [事業番号 22] すみだいきいき子育てガイドブックの発行事業 [事業番号 36] 各種広報媒体による情報発信事業 [事業番号 69]

○DXの推進

ベビーシッター利用支援事業(再掲)[事業番号 113] 病児保育事業(再掲)[事業番号 114]

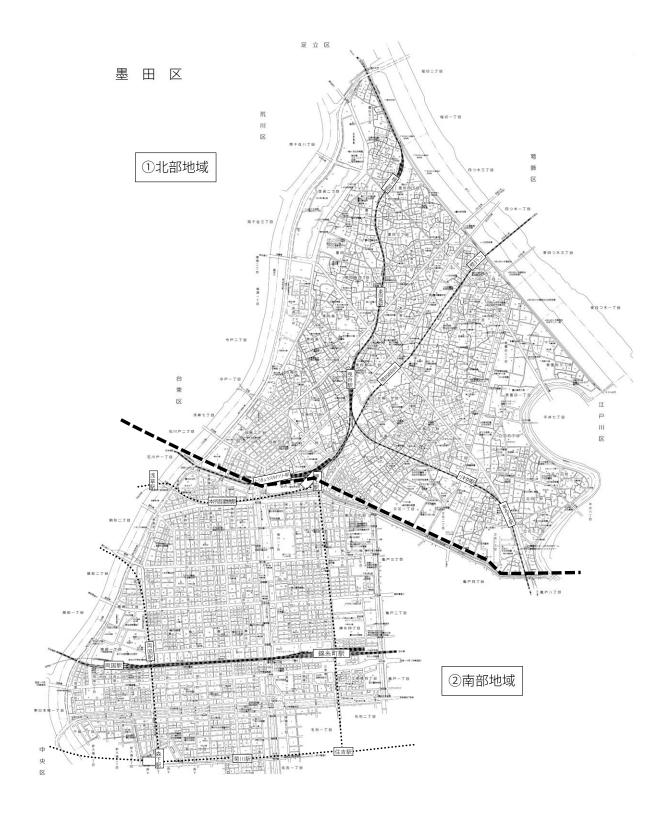
第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域 子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関わる市町村子ども・子育て支援事業計画 であり、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するため の施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」である「教育・保育提 供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保の方策」を計画するもの とされています。

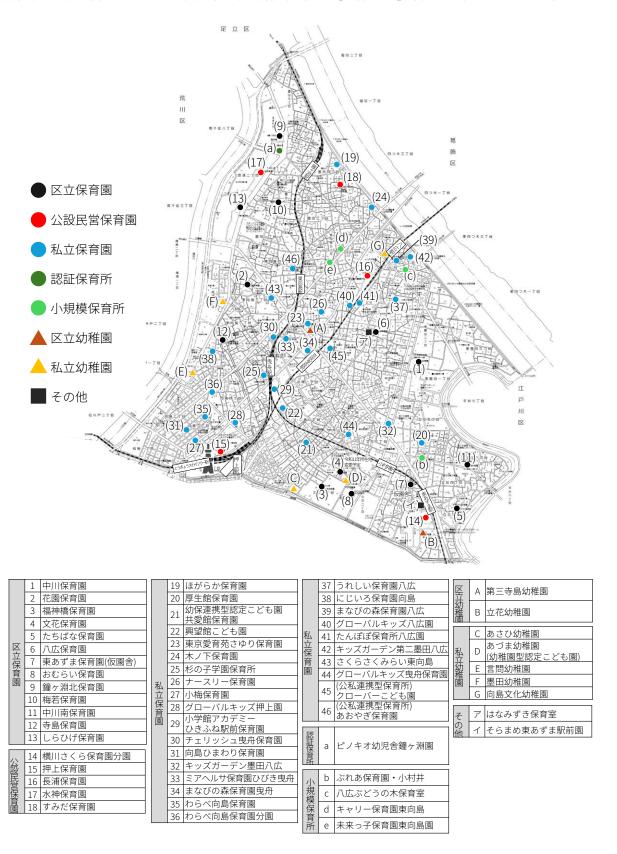
1 教育・保育の提供区域の設定

教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)及び地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)は、こどもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざす考え方から、南北別に2区域の設定とします。

提供区域の設定



保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育所配置図【北部地域】(令和7年4月1日現在)



保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育所配置図【南部地域】(令和7年4月1日現在)



2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 認定区分と施設・事業

子ども・子育て支援新制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を区市町村に行い、それに基づいて区市町村が認定を行います(ただし、幼稚園の場合は、幼稚園を通じての申請となります。)。

認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により 1 号から 3 号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。

認定区分

認定区分	年 齢	教育・保育	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	幼稚園等での 教育を希望	幼稚園、認定こども園
2 号認定	満3歳以上	保育の必要性があ	保育所、認定こども園
3 号認定	満 3 歳未満 (0~2 歳)	り、保育所等での保育を希望	保育所、地域型保育事業、認定こども園

[※]認定の基準は、国の基準を踏まえて墨田区の規則で定めます。

認定によって利用できる施設・事業は、「教育・保育施設(施設型給付)」と「地域型保育事業(地域型保育給付)」に分かれます。それぞれの施設と事業の内容は次のとおりです。

施設・事業の内容

区分	施設・事業名	対象認定 対象年齢	内 容
	幼稚園	1 号認定 3~5 歳	満3歳から小学校就学前までの子を預かり、 幼児教育を行います。延長して預かり保育を 行うこともあります。
教育・保育 施設 (施設型給付)	保育所	2・3 号認定 0~5 歳	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を保育します。
	認定こども園	1~3 号認定 0~5 歳	保護者の仕事の状況にかかわらず、こどもを 受け入れ、教育・保育を一体的に行います(幼 稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で す)。
	家庭的保育事業		家庭的な雰囲気の中で、少人数(定員 5 人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
地域型保育事業	小規模保育事業	3 号認定	少人数(定員 6~19 人)を対象に、家庭的保育 に近い雰囲気の中、きめ細かな保育を行いま す。
(地域型保育給付)	事業所内保育事業	0~2 歳	会社の事業所の保育施設などで、従業員のこともと地域のこどもを一緒に保育します。
	居宅訪問型保育事業		障害・疾患等で個別のケアが必要な場合など に保護者の自宅で1対1の保育を行います。

(2) 区域別の量の見込みと確保の内容

教育・保育の量の見込みと確保の内容は、提供区域ごとと認定区分ごとに記載します。 また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異を示 しています。

子ども・子育て支援新制度によらない施設や事業(例えば、私学助成を受ける幼稚園や東京都認証保育所など)も、確保の内容に含めます。

各年度における確保量の基準日は、当年度の4月1日とします。

1)全区域

単位:人

						②確保	の内容			- 平位・八
年		認定	①量の	幼和	進園		認定	地域型	認証	差異
度		区分	見込み	新制度	私学 助成	保育所	こども	保育 事業	保育所等	(2-1)
		1号	-	1,065	690	-	18	-	-	-
和		2号	-	-	-	4,062	281	-	57	-
令和6年度	3	1~2歳	-	-	-	2,260	153	137	228	-
	号	0 歳	-	-	-	531	51	25	81	-
_		1号	924	986	690	-	18	-	-	770
令 和 7		2号	3,851	-	-	4,214	158	-	42	563
令和7年度	3	1~2歳	2,693	-	-	2,347	91	130	202	77
//	号	0 歳	545	-	-	558	30	23	71	137
		1号	893	986	690	-	18	-	-	801
令和8年度		2号	3,836	-	-	4,219	158	-	42	583
年度	3	1~2歳	2,682	-	-	2,342	91	130	202	83
	号	0 歳	543	-	-	558	30	23	71	139
_		1号	863	986	690	-	18	-	-	831
		2号	3,821	-	-	4,218	158	-	42	597
年度	3	1~2歳	2,671	-	-	2,343	91	127	202	92
100	号	0 歳	541	-	-	558	30	22	71	140
会		1号	833	986	690	-	18	-	-	861
令 和 10		2号	3,806	-	-	4,217	158	-	42	611
10 年 度	3	1~2歳	2,660	-	-	2,344	91	127	202	104
度 	号	0 歳	539	-	-	558	30	22	71	142
会		1号	805	986	690	-	18	-	-	889
令 和		2号	3,791	-	-	4,216	158	-	42	625
11 年 度	3	1~2歳	2,649	-	-	2,345	91	127	202	116
	号	0 歳	537	-	-	558	30	22	71	144

2) 北部区域

単位:人

						②確保	の内容			丰區・八
年		認定	①量の	幼科	進園		認定	地域型	認証	差異
度	[区分	見込み	新制度	私学 助成	保育所	こども 園	保育 事業	保育所等	(2-1)
	-	1号	-	559	362	-	9	-	-	-
和	2	2 号	-	-	-	2,132	148	-	30	-
	3	1~2 歳	-	-	-	1,187	80	72	120	-
	号	0 歳	-	-	-	279	27	13	43	-
		1 号	485	518	362	-	9	-	-	404
令 和っ	2	2 号	2,022	-	-	2,212	83	-	25	298
令和7年度	3	1~2 歳	1,414	-	-	1,232	48	68	112	46
/2	号	0 歳	286	-	-	293	16	12	39	74
		1 号	469	518	362	-	9	-	-	420
令 和。	2	2 号	2,014	-	-	2,215	83	-	25	309
令和8年度	3	1~2 歳	1,408	-	-	1,229	48	68	112	49
	号	0 歳	285	-	-	293	16	12	39	75
		1 号	453	518	362	-	9	-	-	436
令和9年度		2 号	2,006	-	-	2,214	83	-	25	316
年度	3	1~2 歳	1,402	-	-	1,230	48	67	112	55
/2	号	0 歳	284	-	-	293	16	12	39	76
<u></u>		1 号	438	518	362	-	9	-	-	451
令 和 10	2	2 号	1,998	-	-	2,214	83	-	25	324
10 年 度		1~2 歳	1,396	-	-	1,230	48	67	112	61
	3号	0 歳	283	-	-	293	16	12	39	77
숙		1 号	423	518	362	-	9	-	-	466
令 和 11		2 号	1,990	-	-	2,213	83	-	25	331
11 年 度	3	1~2 歳	1,391	-	-	1,231	48	67	112	67
	묵	0 歳	282	-	-	293	16	12	39	78

3) 南部区域

単位:人

						②確保	の内容			丰區・八
年		認定	①量の	幼和	進園		認定	地域型	認証	差異
度	[区分	見込み	新制度	私学 助成	保育所	こども	保育 事業	保育所等	(2-1)
		1号	-	506	328	-	9	-	-	-
和 6	-	2号	-	-	-	1,930	133	-	27	-
	3	1~2 歳	-	-	-	1,073	73	65	108	-
	号	0 歳	-	-	-	252	24	12	38	-
_		1 号	439	468	328	-	9	-	-	366
令 和 7		2 号	1,829	-	-	2,002	75	-	17	265
令和7年度	3	1~2 歳	1,279	-	-	1,115	43	62	90	31
1,2	号	0 歳	259	-	-	265	14	11	32	63
		1 号	424	468	328	-	9	-	-	381
令 和。		2号	1,822	-	-	2,004	75	-	17	274
令和8年度	3	1~2 歳	1,274	-	-	1,113	43	62	90	34
12	号	0 歳	258	-	-	265	14	11	32	64
		1 号	410	468	328	-	9	-	-	395
令和9年度		2号	1,815	-	-	2,004	75	-	17	281
年度	3	1~2 歳	1,269	-	-	1,113	43	60	90	37
100	号	0 歳	257	-	-	265	14	10	32	64
<u></u>		1 号	395	468	328	-	9	-	-	410
令 和 10		2 号	1,808	-	-	2,003	75	-	17	287
10 年 度	3	1~2 歳	1,264	-	-	1,114	43	60	90	43
	号	0 歳	256	-	-	265	14	10	32	65
全		1 号	382	468	328	-	9	-	-	423
令 和 11		2 号	1,801	-	-	2,003	75	-	17	294
11 年 度	3	1~2 歳	1,258	-	-	1,114	43	60	90	49
	号	0 歳	255	-	-	265	14	10	32	66

4)1号認定

単位:人

【全区域】		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		-	924	893	863	833	805
②確保の	教育・保育施設	1,083	1,004	1,004	1,004	1,004	1,004
内容	幼稚園(私学助成)	690	690	690	690	690	690
差異 (②-①)		-	770	801	831	861	889

【北部】		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		-	485	469	453	438	423
②確保の	教育・保育施設	569	527	527	527	527	527
内容			362	362	362	362	362
差異 (②-①)		-	404	420	436	451	466

【南部】		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		-	439	424	410	395	382
②確保の	教育・保育施設	514	477	477	477	477	477
内容	幼稚園(私学助成)	328	328	328	328	328	328
差異 (②-①))	-	366	381	395	410	423

今後の方向性

現状の受入れ体制でニーズを満たすことができる見込みです。

5) 2号認定

単位:人

【全区域】		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		-	3,851	3,836	3,821	3,806	3,791
②確保の	教育・保育施設	4,343	4,372	4,377	4,376	4,375	4,374
内容	認証保育所等	57	42	42	42	42	42
差異 (②-①)		-	563	583	597	611	625

【北部】		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	· ·	-	2,022	2,014	2,006	1,998	1,990
②確保の	教育・保育施設	2,280	2,295	2,298	2,297	2,297	2,296
内容	内容認証保育所等		25	25	25	25	25
差異 (②-①))	-	298	309	316	324	331

【南部】		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		-	1,829	1,822	1,815	1,808	1,801
②確保の	教育・保育施設	2,063	2,077	2,079	2,079	2,078	2,078
内容	内容認証保育所等		17	17	17	17	17
差異 (②-①))	-	265	274	281	287	294

今後の方向性

現状の受入れ体制でニーズを満たすことができる見込みです。

6)3号認定(0歳)

単位:人

【全区域】		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		-	545	543	541	539	537
	教育・保育施設	582	588	588	588	588	588
②確保の 内容	地域型保育事業	25	23	23	22	22	22
1 1 1	認証保育所等	81	71	71	71	71	71
差異 (②-①)		-	137	139	140	142	144

【北部】		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		-	286	285	284	283	282
	教育・保育施設	306	309	309	309	309	309
②確保の 内容	地域型保育事業	13	12	12	12	12	12
	認証保育所等	43	39	39	39	39	39
差異 (②-①)		-	74	75	76	77	78

【南部】		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		-	259	258	257	256	255
	教育・保育施設	276	279	279	279	279	279
②確保の 内容	地域型保育事業	12	11	11	10	10	10
	認証保育所等	38	32	32	32	32	32
差異 (②-①)		-	63	64	64	65	66

今後の方向性

現状の受入れ体制でニーズを満たすことができる見込みです。

7) 3号認定(1~2歳)

単位:人

【全区域】		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		-	2,693	2,682	2,671	2,660	2,649
	教育・保育施設	2,413	2,438	2,433	2,434	2,435	2,436
②確保の 内容	地域型保育事業	137	130	130	127	127	127
130	認証保育所等	228	202	202	202	202	202
差異 (②-①)		-	77	83	92	104	116

【北部】		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		-	1,414	1,408	1,402	1,396	1,391
②確保の 内容	教育・保育施設	1,267	1,280	1,277	1,278	1,278	1,279
	地域型保育事業	72	68	68	67	67	67
	認証保育所等	120	112	112	112	112	112
差異 (②-①)		-	46	49	55	61	67

【南部】		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		-	1,279	1,274	1,269	1,264	1,258
	教育・保育施設	1,146	1,158	1,156	1,156	1,157	1,157
②確保の 内容	地域型保育事業	65	62	62	60	60	60
	認証保育所等	108	90	90	90	90	90
差異 (②-①)		-	31	34	37	43	49

今後の方向性

現状の受入れ体制でニーズを満たすことができる見込みですが、特定の年齢や地域にニーズが集中することも考えられるため、必要に応じて保育所等の整備について検討していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容は事業ごとに記載し、必要に応じて区域ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異を示しています。

事業の提供区域は、事業ごとに区全域である1区域か、南北別の2区域とします。

地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

事業	区域検討の考え方	提供区域
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ事業)	希望する地域で利用できるように、こどもと保護者が容 易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2 区域
時間外保育事業 (延長保育事業)	希望する地域で利用できるように、こどもと保護者が容 易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2 区域
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	全区域でのニーズに応えられるよう、施設数や定員の拡 充を図りながら、必要な時に利用できる状態をめざしま す。	区全域
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	希望する地域で利用できるように、こどもと保護者が容 易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2 区域
幼稚園による預かり保育事業等	主に、私立幼稚園を利用する保護者を対象とするため、 区域を分ける必要はありません。	区全域
一時預かり事業等	希望する地域で利用できるように、こどもと保護者が容 易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2 区域
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	希望するタイミングで利用できるように、こどもと保護 者が容易に移動可能な地域で利用できる状態をめざしま す。	区全域
病児・病後児保育事業	希望する地域で利用できるように、こどもと保護者が容 易に移動可能な地域で利用できる状態をめざします。	2 区域
利用者支援事業	区全域を対象とした情報提供やニーズ把握などの支援 体制の構築をめざします。	区全域
妊婦健診	妊婦が自らの状況に応じて医療機関を利用するため、区 域を分ける必要性はありません。	区全域
乳児家庭全戸訪問事業	乳児がいる全ての家庭を対象とするため、区域を分ける 必要性はありません。	区全域
養育支援訪問事業	虐待等支援が必要な家庭を訪問するため、区域を分ける 必要性はありません。	区全域
妊婦等包括相談支援事業	妊婦がいる全ての家庭を対象とするため、区域を分ける 必要性はありません。	区全域
乳児等通園支援事業	全区域でのニーズに応えられるよう、必要な時に利用で きる状態をめざします。	区全域
産後ケア事業	産婦が自らの状況に応じてサービスを利用するため、区 域を分ける必要性はありません。	区全域

(1) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)

事業の内容

保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊びと生活の場を提供 し、その健全な育成を図る事業です。

単位:人/年

	【全区域】		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	低学年		-	2,910	2,939	2,905	2,839	2,840
① 量の 見込み	高学年	特に配慮を 必要とする ニーズ	-	56	59	62	63	63
	合計		-	2,966	2,998	2,967	2,902	2,903
2	低学年		2,798	2,883	2,880	2,947	2,986	3,046
確保の	高学年		22	56	59	62	63	63
内容	合計		2,820	2,939	2,939	3,009	3,049	3,109
差異 (②-(差異 (②-①)		-	▲27	▲ 59	42	147	206

^{※「}特に配慮を必要とするニーズ」の量の見込みの設定に当たっては、令和6年度時点における18歳未満人口の障害者手帳交付比率を各年度の高学年人口に乗じて算出した値に、各年度の想定申込率を乗じて算出しました。

[※]区域別の数値は、各年度における対象年齢児童の人口比で按分。

	【北部】		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	低学年		-	1,528	1,543	1,525	1,490	1,491
① 量の 見込み	高学年	特に配慮を 必要とする ニーズ	-	29	31	33	33	33
	合計		-	1,557	1,574	1,558	1,523	1,524
2	低学年		1,469	1,514	1,512	1,547	1,568	1,599
確保の	高学年		12	29	31	33	33	33
内容	合計		1,481	1,543	1,543	1,580	1,601	1,632
差異 (②-(差異 (②-①)		-	▲ 14	▲31	22	78	108

	【南部】		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
	低学年		-	1,382	1,396	1,380	1,349	1,349
① 量の 見込み	高学年	特に配慮を 必要とする ニーズ	-	27	28	29	30	30
	合計		-	1,409	1,424	1,409	1,378	1,379
2	低学年		1,329	1,369	1,368	1,400	1,418	1,447
確保の	高学年		10	27	28	29	30	30
内容	合計		1,340	1,396	1,396	1,429	1,448	1,477
差異 (②-(-	▲13	▲28	20	70	98

今後の方向性

現状の体制で、想定される需要量は満たす見込みですが、待機児童の解消に向けて、今後も児童館や公共施設の改築等の機会を捉えて、学童クラブの設置を進めていきます。

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)

事業の内容

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、 保育所、認定こども園などで保育を行う事業です。

単位:人/年

【全区域】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	81,180	81,767	83,771	86,778	89,847
②確保の内容	267,840	269,251	269,251	269,251	269,251	269,251
差異 (②-①)	-	188,071	187,484	185,480	182,473	179,404

【北部】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	-	42,620	42,928	43,980	45,558	47,170
②確保の内容	140,616	141,357	141,357	141,357	141,357	141,357
差異 (②-①)	-	98,737	98,429	97,377	95,798	94,187

【南部】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	38,561	38,839	39,791	41,220	42,677
②確保の内容	127,224	127,894	127,894	127,894	127,894	127,894
差異 (②-①)	-	89,334	89,055	88,103	86,675	85,217

今後の方向性

現状の受入れ体制でニーズを満たすことはできています。

(3) 子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)

事業の内容

保護者が疾病や冠婚葬祭、出張、育児不安等の理由により、一時的にこどもを養育することが困難な場合、区が委託する乳児院・児童養護施設・協力家庭で、こどもを短期間養育します。

単位:日/年

【全区域】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	299	304	310	319	328
②確保の内容	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
③定員(人/日)	3	3	3	3	3	3
差異 (②-①)	-	796	791	785	776	767

今後の方向性

こどもの最善の利益を鑑み、必要なときに住み慣れた地域で受け入れることができるよう、継続して環境確保に取り組んでいきます。

(4)地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)

事業の内容

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

単位:人回/年

【全区域】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	185,327	193,616	202,155	211,542	218,159
②確保の内容	317,295	329,985	344,734	359,936	376,636	388,386
③箇所数	19	19	19	19	19	19
差異 (②-①)	-	144,658	151,118	157,781	165,094	170,227

【北部】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	97,297	101,648	106,131	111,060	114,533
②確保の内容	163,323	169,855	177,447	185,272	193,868	199,916
③箇所数	11	11	11	11	11	11
差異 (②-①)	-	72,558	75,799	79,141	82,808	85,383

【南部】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	88,030	91,968	96,024	100,482	103,626
②確保の内容	153,972	160,130	167,287	174,664	182,768	188,470
③箇所数	8	8	8	8	8	8
差異 (②-①)	-	72,100	75,319	78,640	82,286	84,844

※確保の内容

児童館については、乳幼児と親の1組あたりの専用面積を3.3㎡とし、利用者が2回転すると仮定して算出。

子育てひろば、民設地域子育て支援拠点については乳幼児と親の1組あたりの専用面積を3.3 m²とし、利用者が3回転すると仮定して算出。

今後の方向性

両国・文花子育てひろば、各児童館、コミュニティ会館で継続して親子同士の交流や情報交換の場を提供するほか、子育てに関する各種講座や講習会等を実施します。また、関係機関と連携し、事業内容の充実と利用者の拡大を図ります。

(5) 一時預かり事業

1) 幼稚園による預かり保育事業等

事業の内容

幼稚園を利用する児童を教育時間前後又は長期休暇時に保育する預かり保育事業です。

単位:人日/年

【全区域】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	28,355	28,241	28,128	28,016	27,904
②確保の内容	28,469	28,355	28,241	28,128	28,016	27,904
差異 (②-①)	-	0	0	0	0	0

今後の方向性

現在の受入れ体制で、想定される需要量を満たす見込みです。

2) 一時預かり事業等

事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に保育を行う事業です。また、病児・病後児保育を除くファミリー・サポート・センター事業も含まれます。

単位:人日/年

【全区域】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	4,913	4,971	5,105	5,296	5,481
②確保の内容	79,171	80,085	81,637	84,299	87,417	90,437
差異 (②-①)	-	75,172	76,666	79,194	82,121	84,956

【北部】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	2,579	2,610	2,680	2,780	2,878
②確保の内容	44,241	44,771	45,935	47,634	49,396	51,124
差異 (②-①)	-	42,192	43,325	44,954	46,616	48,246

【南部】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	2,334	2,361	2,425	2,516	2,603
②確保の内容	34,930	35,314	35,702	36,665	38,021	39,313
差異 (②-①)	-	32,980	33,341	34,240	35,505	36,710

今後の方向性

現状の受入れ体制で、想定される需要量を満たしている状況にありますが、特定の日に 需要が集中することも考えられるため、必要な時に利用しやすい環境づくりを進めていく こととし、既存施設の活用の中で可能な限り事業の拡充を図ります。

(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業の内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位:人日/年

[3	≧区域】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1	低学年	-	2,964	2,866	2,723	2,560	2,463
量の	高学年	-	741	717	681	640	616
見込み	合計	-	3,705	3,583	3,404	3,200	3,079
2	低学年	4,136	4,136	4,136	4,136	4,136	4,136
確保の	高学年	948	948	948	948	948	948
内容	合計	5,084	5,084	5,084	5,084	5,084	5,084
	差異 (②-①)	-	1,379	1,501	1,680	1,884	2,005

受入れ可能数(50 人/日:平均して預かれる会員数)を、年齢区分(乳幼児、小学校低学年、小学校高学年)ごとの実績数 (令和5年度)で按分したもののうち、小学校低学年、小学校高学年の推計値

- ・受入れ可能数50人/日(平均して預かれる会員数)×365日(開所日数)=18,250人日/年
- ・小学校低学年:18,250 人日/年×842/3,715 (小学校低学年/全利用者:令和5年度実績値) =4,136
- ・小学校高学年:18,250 人日/年×193/3,715 (小学校高学年/全利用者:令和5年度実績値)=948

今後の方向性

事業の周知に努め事業認知度を向上させるとともに、新たな担い手の育成をすすめ、利 用しやすい環境づくりを推進していきます。

(7) 病児・病後児保育事業

事業の内容

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等 が一時的に保育等を実施する事業です。

単位:人日/年

						1 1 / 1
【全区域】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	755	761	779	807	836
②確保の内容	2,734	2,734	2,734	2,734	2,734	2,734
差異 (②-①)	-	1,979	1,973	1,955	1,927	1,898

【北部】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	396	400	409	424	439
②確保の内容	879	879	879	879	879	879
差異 (②-①)	-	483	479	470	455	440

【南部】	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	359	361	370	383	397
②確保の内容	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855	1,855
差異 (②-①)	-	1,496	1,494	1,485	1,472	1,458

(訪問型:5人/(現在平均して預かれる病後児サポーター数)×293日(開所日数)=1,465人日/年)

(医療機関型:4人/日(定員)×244日(開所日数)=976人日/年)

(北部と南部は、0~11歳の人口比率で按分)

今後の方向性

現状の受入れ体制でニーズを充足することができていますが、医療機関型病児保育は、 南部のみに整備されていることから、区民の利便性の向上を図るため、保育所併設型や複 合施設併設型等、さまざまな手法による事業拡充に努めます。

また、訪問型保育支援事業(病後児保育)は、事業の充実及びサポーターの育成に努めます。

(8) 利用者支援事業

事業の内容

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位:箇所数

【全区域】	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
箇所数	-	20	20	20	20	20

今後の方向性

現在区役所で実施している保育コンシェルジュ事業や子育て支援総合センター、子育てひろば(2施設)、児童館(12館)、コミュニティ会館(3館)、保健所(1施設)での実施体制を維持し、利用者にとって身近な場所において、情報提供や相談・助言等のほか、子育てニーズの把握や関係機関との連携・調整、地域課題の把握など、幅広い支援を行います。

(9) 妊婦健康診査

事業の内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、1 健康状態の把握、2 検査・計測、3 保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位:人回/年

【全区域】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	-	29,414	31,794	32,914	34,006	35,028
確保の内容	全ての対象者に事業を実施します。					

今後の方向性

全ての妊婦に対して事業を実施し、妊娠中の健康管理を促します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の内容

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位:回/年

【全区域】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	-	2,101	2,271	2,351	2,429	2,502
確保の内容	全ての対象者に事業を実施します。					

今後の方向性

訪問率 100%を目標にし、病院や産院との連携を強化し、訪問指導の充実を図ります。

(11) 養育支援訪問事業

事業の内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を 行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位:人/年

【全区域】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	-	19	18	18	18	18
確保の内容	支援が必要なケース全てに事業を実施します。					

今後の方向性

要支援家庭及び要保護家庭が少ない状態が望ましいですが、支援を必要とする保護者が 安心してこどもを養育することができるよう、相談・指導、家事支援、育児支援を行いま す。

(12) 妊婦等包括相談支援事業

事業の内容

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

単位:回/年

【全区域】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	-	6,303	6,813	7,053	7,287	7,506
確保の内容	全ての対象者に事業を実施します					

今後の方向性

全ての妊婦に対して事業を実施し、妊娠時から妊産婦等に寄り添う伴走型相談支援の推進を図ります。

(13) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

事業の内容

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず保育施設等を利用できる制度です。

単位:人日/年

【全区域】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	-	2,530	2,598	2,696	2,790
②確保の内容	-	-	1,172	2,930	2,930	2,930
差異 (②-①)	-	-	▲ 1,358	332	234	140

今後の方向性

事業実施に向けた準備を進めていきます。

(14) 産後ケア事業

事業の内容

産後の母親の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行います。

単位:人日/年

【全区域】	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	-	2,438	2,636	2,729	2,819	2,904
②確保の内容	2,267	2,500	2,650	2,750	2,850	2,950
差異 (②-①)	-	62	14	21	31	46

今後の方向性

現状の受入れ体制の中で想定される需要量を満たす予定ですが、特定の日に需要が集中することも考えられるため、必要な時に利用しやすい環境づくりを進めていくことをめざします。今後も支援を充実させていく必要があるため、新たな担い手・事業者の確保を図ります。